

令和3年第3回

# 高山村議会9月定例会会議録

令和3年8月26日 開会

令和3年9月10日 閉会

(16日間)

高山村議会事務局

令和3年第3回高山村議会

9月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘 要	備 考
第1日	8月26日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明 ・質疑 ・討論 ・委員会付託 ・決算審査特別委員会の設置 ・議会活性化特別委員会委員長報告	・決算審査特別委員会 ・全員協議会
第2日	27日	金		休会（議案調査）	
第3日	28日	土		〃	
第4日	29日	日		〃	
第5日	30日	月		〃	
第6日	31日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第7日	9月1日	水	午前9時	決算審査特別委員会（総務課）	
			午後2時	〃（教育委員会） 〃（人権推進室）	
第8日	2日	木	午前9時	〃（産業振興課） 〃（会計室）	
			午後1時	〃（村民生活課）	
第9日	3日	金	午前9時	〃（建設水道課）	
			午後1時	〃（議会事務局） 〃（監査委員書記）	
			午後3時	〃（総括質疑）	
第10日	4日	土		休会（議案調査）	
第11日	5日	日		〃	
第12日	6日	月		〃	
第13日	7日	火		〃	

第14日	8日	水		//	
第15日	9日	木		//	
第16日	10日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑 ・討論 ・採決	・全員協議会

## 令和3年第3回高山村議会9月定例会会議録（第1号）

令和3年8月26日（木曜日）

高山村告示第41号

令和3年8月26日、高山村議会9月定例会を高山村役場に招集する。

令和3年8月11日

高山村長 内 山 信 行

### 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第41号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第42号 令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第43号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第44号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第46号 令和3年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の審議及び調査中の事件について、委員会の報告を求めることについて

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第4号
- 5 議案第41号～議案第46号
- 6 認定第1号～認定第9号
- 7 議会活性化特別委員会の審議及び調査中の事件について、委員会の報告を求めることについて

---

**出席議員（11名）**

1番 黒岩清道議員	2番 高井央葉議員
3番 柴田弘男議員	4番 湯本辰雄議員
5番 西原澄夫議員	6番 西條正純議員
7番 酒井康臣議員	9番 畔上孝一議員
10番 水谷清議員	11番 宮川登志一議員
12番 松本茂議員	

---

**欠席議員（なし）**

---

**説明のため出席した者**

村長 内山信行	副村長 藤沢敏和
代表監査委員 中村義忠	教育長 山岸深志
総務課長 宮本孝雄	村民生活課長 宮川裕明
産業振興課長 柴田亨	建設水道課長 小淵義彦
会計管理者 （会計室長） 西原一美	教育次長 （人権推進室長） 山崎久志

---

**事務局出席職員**

事務局長 荒井孝浩	書記 山寄由美香
-----------	----------

---

午前10時02分 開会

**○議長（松本茂議員）**

ただいまから令和3年第3回高山村議会9月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

—————内山村長。

## ○村 長（内山信行）

おはようございます。

高山村議会9月定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和3年高山村議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

日頃は議会活動を通じまして、村政発展のために御尽力を賜っておりますことに対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。

さて、日本付近に停滞する前線は、異例とも言えるほど長い間停滞し、8月20日頃からは雨の降る地域が狭まったものの、これまで西日本では強い雨が降り続き、11日の振り始めからの総雨量は1,000mmを超えたところが多く、九州や四国・中国地方を中心に、日本各地で大規模な自然災害が発生しました。

長野県内におきましても、14日から15日にかけて大雨となり、犀川や木曾川では氾濫危険水位を超えたほか、15日早朝には岡谷市で土石流が発生し、3名の尊い命が失われる大変痛ましい被害が発生しました。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、早期の復旧を願うものであります。

一方、本村におきましても、8月12日から15日まで雨が降り続き、山田牧場の笠岳観測所では積算雨量が189.5mmを観測し、14日には本村に大雨警報が発表されたことから、同日の午前11時に災害警戒本部を設置し、土砂災害など大雨に対する警戒配備体制を強化したところであります。

幸い、本村では大雨による被害はありませんでしたが、今後とも自然災害等に対しましては十分な体制を取ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、一昨年12月に中国の武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、1年8カ月が経過した今も全く収束の見通しすら立たず、国内においても感染力の強いデルタ株が拡大し続けています。

このため、菅首相は7月12日に、東京都に対して4回目の緊急事態宣言を発出し、沖縄県に発出されていた緊急事態宣言と合わせて、期限を8月22日までと決めました。

しかし、感染地域がさらに拡大したため、今月2日に大阪府などの4府県を追加し、期限を8月31日までと延長しましたが、その後も感染拡大が続いたため、「医療体制の構築・感染防止の徹底・ワクチン接種」を3本の柱に対策を強化するとともに、8月20日からは新たに京都府など7府県を追加し、合わせて13都道府県に期限を9月12日までとした緊急事態宣言が発出されました。

一方、長野県は緊急事態宣言発出地域に含まれておりませんが、県内の新規感染者数は日々変化しているものの、依然急拡大を続けており、8月18日には152人が、翌19日には158人と連日最多を

更新し、深刻な状況となっています。

このような状況にあるため、長野県では警戒を強め、8月20日に医療非常事態を宣言し、同時に全広域圏に感染警戒レベル5の特別警報Ⅱを発出し、警戒と協力を呼びかけています。

このように大変憂慮すべき事態にありますことから、本村におきましても危機的な状況にあることを村民の皆様と行政が認識を共有するとともに、8月17日には、法に基づく新型コロナウイルス感染症高山村対策本部会議を開催し、村民の皆様に対しまして防災情報無線により徹底した防止策を呼びかけ、マスクの着用と小まめな手洗いや3密を避けるなど、基本的な防止策に御理解と御協力をいただきますよう、私からもメッセージを出させていただきました。

このような状況の中で、1年延期された東京オリンピックが7月23日に、そして、人間の可能性に挑戦する祭典と言われております東京パラリンピックが8月24日に、それぞれ開幕いたしました。

また昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました全国高校野球選手権大会が2年ぶりに8月10日から始まりました。夢にまで見た甲子園球場での高校球児の皆さんの活躍に期待するものであります。

さて、世界に目を向けてみますと、国によっては不安定な国内情勢を抱えるなど国際情勢は安定せず、社会・経済情勢も大変厳しい状態となっています。

このような世界情勢の中、日本におきましては、内閣府が16日発表した今年4月から6月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP（季節調整値）が前年比0.3%増であったと報道されております。

このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.3%で、プラス成長ではありますが、長期間にわたり緊急事態宣言が発出されているため、景気回復には力強さが欠けると報道されています。

したがって、厳しい経済情勢は今後も続くものと予想され、地方におきましては、一段と厳しい財政運営が迫られるものと思っておりますので、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、全力を挙げて村政運営に取り組んでまいり所存であります。

さて、今定例会に提案いたしました案件は、同意1件と議案・認定15件の合わせて16件でございます。

十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、招集の御挨拶といたします。

#### ○議長（松本 茂議員）

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（松本 茂議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番 西條正純議員、7番 酒井康臣議員及び9番 畔上孝一議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（松本 茂議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（松本 茂議員）

異議なしと認めます。

会期は本日から9月10日まで16日間に決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（松本 茂議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、5、6、7月分の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

報告第7号 北信越山岳観光索道協会等から緊急支援について及び報告第8号 教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 同意第4号

}

日程第19 認定第9号

○議長（松本 茂議員）

日程第4 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第19 認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

—————内山村長。

○村長（内山信行）

高山村議会9月定例会に提案をいたしました同意第4号から認定第9号までの16件につきまして、一括して説明を申し上げます。

同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は人権擁護委員であります小山清子さんの任期が来る12月31日に満了となりますが、引き続き人権擁護委員に推薦したいので人権擁護委員法の規定に基づいて議会の同意をお願いするものがあります。

議案第41号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は歳入歳出それぞれ1億8,695万7,000円を追加し、当初予算からの累計額を45億3,095万2,000円とするものであります。歳出補正の主なものは議会費では、会計年度任用職員の人件費113万8,000円追加、総務費の総務管理費で、地方財政法に基づく決算剰余金を社会教育施設整備基金や道路橋梁施設整備基金等に積立てるなど、1億3,037万2,000円追加、民生費の社会福祉費で、老人福祉施設措置費や、高齢者に優しい住宅改良促進事業補助金など244万1,000円追加、衛生費の保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン等接種事業に係る職員の超過勤務手当を追加するほか、山田神社の公衆トイレを改修するための建築設計委託料を計上するなど109万9,000円追加、農林水産業費の農業費で、県営事業の促進に伴い、中山間地域総合整備事業負担金など、2,498万4,000円追加、商工費では、新たに商工観光などの公共的団体の活動を資金面からも支援する団体活動支援資金貸付金を計上するほか、創業支援事業補助金や特産品開発支援事業補助金など901万1,000円追加、土木費の住宅費で、空き家活用推進事業助成金に150万円追加、消防費では、須坂市消防署高山分署に係る広域消防事務委託料や、第2分団消防詰所の建設に対する消防施設整備事業補助金に600万円追加、教育費では、中学校費で、中学校音楽教室の空調設備を更新するため、校舎等補修工事請負費など732万4,000円を追加し、歳入では、地方交付税の普通交付税で5,473万4,000円追加、国庫支出金の国庫補助金で、学校保健特別対策事業費補助金に100万円計上、繰越金で、令和2年度決算の確定に伴い1億6,075万7,000円追加、諸収入の貸付金元利収入で200万円追加、村債で、緊急防災・減災事業債を追加する一方、臨時財政対策債の減額により3,229万2,000円

を減額するものであります。

議案第42号 令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は歳入歳出それぞれ434万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を7,837万6,000円とするものであります。歳出補正は総務費の施設管理費で、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システム導入のためのシステム改修委託料66万円を追加し、歳入では令和2年度決算の確定に伴い繰越金に402万5,000円追加、諸収入の雑入で医療情報化支援基金補助金に32万1,000円を追加し、歳入超過となる368万6,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第43号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は歳入歳出それぞれ4,944万3,000円を追加し、当初予算からの累計額を7億9,880万9,000円とするものであります。歳出補正は、諸支出金で、過年度国庫支出金等返還金2,302万9,000円を追加し、歳入では、支払基金交付金で過年度分支払基金交付金179万8,000円追加、県支出金の県負担金で過年度分県負担金88万5,000円追加、繰入金で一般会計繰入金52万8,000円追加、令和2年度決算の確定に伴い、繰越金に4,623万2,000円を追加し、歳入超過となる2,641万4,000円を予備費に追加して収支均衡予算とするものであります。

議案第44号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は歳入歳出それぞれ400万9,000円を追加し、当初予算からの累計額を5,009万7,000円とするものであります。歳出補正は温泉給湯事業費の給湯事業費で山田温泉元湯源泉貯湯槽への送湯管改修に伴う修繕費のほか、施設整備基金積立金など400万9,000円を追加し、歳入では繰入金で温泉開発事業基金繰入金181万8,000円減額、令和2年度決算の確定に伴い、繰越金に582万7,000円を追加するものであります。

議案第45号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は歳入歳出それぞれ337万9,000円を追加し、当初予算からの累計額を1億755万2,000円とするものであります。歳出補正は農業集落排水事業費の総務管理費で主要地方道豊野南志賀公園線の舗装補修工事に伴い農業集落排水施設のマンホールの高さ調整が必要となり、工事請負費に不足が生じることから330万円を追加し、歳入では繰入金で農業集落排水施設管理運営基金繰入金240万円追加、令和2年度決算の確定に伴い繰越金で97万9,000円を追加し、歳入超過となる7万9,000円を予備費に追加して収支均衡予算とするものであります。

議案第46号 令和3年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は資本的収入において企業債3,610万円を追加し、累計額を1億443万9,000円とし、資本的支出では牧地区配水管布設替工事や主要地方道須坂中野線無散水消雪施設改修工事に伴う給水管布設替工事など3,863万円を追加し、累計額を1億3,122万1,000円とするものであります。

認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発出され、国内の経済活動に大きな影響と多くの皆様に健康被害が及ぶなど、いまだかつて経験したことがないほど国民生活が一変した1年でありました。そして、今なお変異した新型コロナウイルスが猛威を振るっていることから、当面、感染症の終息は見通せませんが、一日も早く希望に満ちた平穏な生活が送れるよう、有効な対策であるワクチン接種に全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

こうした状況の中で、令和2年度の国内経済につきましては、「3本の矢」を柱とした経済政策のアベノミクスの取組みの下、雇用や所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が期待されておりました。しかしながら、安倍首相の辞任に伴って発足した菅新内閣は、感染症対策と経済再生の両立を基本としてスタートいたしました。新型コロナウイルス感染症による経済活動等への影響はあまりにも大きく、地方におきましても依然として厳しい行財政運営が余儀なくされました。このような厳しい経済情勢の中にあつて令和2年度の村政運営に当たりましては、第2期高山村総合戦略に沿って重点的に取り組む施策を明確化するとともに、第6次高山村総合計画の将来像に掲げた「ずっと住みたい また訪れたい いいね信州 高山」の実現に向けて、様々な事業に取り組むこととしてスタートしたところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、年度当初の消防出初め式をはじめ、桜まつりや信州高山まつりなどの重要なイベントや青少年健全育成推進大会や文化祭をはじめとする生涯学習事業のほか、本村をPRする都市圏などでの観光プロモーション事業や移住相談会など、そのほとんどの事業や会議等が中止または延期せざるを得なくなるなど、大幅な計画の見直しが余儀なくされた年でありました。

そのような中で、議員各位の格別な御理解をいただき、喫緊の課題でありました子育て支援センターが昨年4月に保健福祉総合センター内に開所し、安心して子育てができるよう各種の相談活動や事業を実施してまいりましたほか、小中学生のさらなる給食費の引下げや保育の無償化など、子育て支援等の充実に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、特に大きな影響を受けた商工・観光事業者を支援するためのクーポン券発行事業や事業継続給付金、拡大したプレミアム付商品券発行事業への補助金をはじめ、国の特別定額給付金及び子育て世帯生活応援給付金のほか、避難所における感染症対策のための備蓄品を充実するなど、真に必要な事業に取り組んでまいったところであります。

そこで、個々の政策の一端について申し上げますと、本村の基幹産業であります農業につきましては、安全で安心なおいしい農産物として本村のブランドでありますりんご、ぶどうの振興をはじめ、ICT技術等の活用や農業の6次産業化を支援してまいりました。また、将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりのための県営中山間総合整備事業につきましては、2年度から老朽化の著しい地力増進施設の整備事業に取り組んでおります。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の

影響で、これまで新規就農を目指す皆さんを積極的に受入れるため就農相談会への参加や就農お試し住宅を活用した就農体験会を開催してまいりましたが、感染症の感染拡大防止を図るため、オンラインでの移住就農相談会に切り替えたほか、国の農業次世代人材投資資金及び村の就農者支援制度の活用により、新規就農者の確保に努めてまいりました。また、農業委員会やJAなどと連携を図り、農地中間管理機構事業等を活用し、認定農業者など経営規模の拡大を目指す農家への農地集積を図るとともに、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業等を通して、村民の皆さんとの協働による耕作放棄地の解消に努めてまいりました。さらに、森林の活用と再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブの購入補助を行い、地球温暖化防止と環境の保全に努めるとともに、山林の地籍調査事業につきましては、大字高井の勝山及び鷹放地籍等の調査を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、信州高山まつりなど村を挙げてのイベント等が中止となる中で、1年を通して観光客等が減少し、旅館業や飲食店などを中心にコロナ禍の影響が大きく及んだことから、村独自の経済対策を講じてまいったところであり、中でも、商工会のプレミアム付商品券発行事業につきましては、例年の2倍に当たる商品券9,000万円相当分の発行や、プレミアム率を10%から20%に拡大して事業を実施するとともに、村民の皆様による村内消費を拡大するため、2度にわたる感染症克服応援クーポン券事業をはじめ、売上げが前年同月よりも3割以上減少した事業者に対して、事業継続給付金の支給や、さらには、感染症を克服するための経費に対する克服事業補助金等を交付して、事業者に寄り添った支援を行ってまいりました。一方、老朽化した蕨温泉ふれあいの湯につきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年計画で大規模改修工事を実施したことにより、公営温泉施設の安全性の確保とともに、利便性の向上を図るなどして、さらなる集客に努めているところでもあります。このような中で、山田牧場のにぎわいの場創出事業につきましては、令和2年度に整備予定地を取得し、本格的に事業に着手する計画でありましたが、整備予定地内にある貴重な植物の保護を求める皆さんから要望書が提出され、その後、関係者との協議を進めてまいりましたが、調整がつかず、残念ながら2年度中の事業着手を延期したところでもあります。

次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子どもが健やかに育つことのできる社会の実現のために、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまで、それぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策と子育て支援に取り組んでまいりましたほか、少子化の一因と言われております未婚化や晩婚化につきましては、社会福祉協議会や商工会、さらには、長野県婚活支援センターと連携し婚活イベントを開催するなど、出会いの場の拡大に努めてまいりました。また、結婚を機に村内に居住する夫婦を対象に結婚1年後に20万円のお祝い金を支給するなど定住の促進に努めてまいりました。さらに、引き続き第1子以降の出産祝い金を支給するとともに、幼児教育・保育無償化に伴う3歳以上児などの保育料の無償化や多子世帯に係る保育料軽減の継続をはじめ、3歳未満の乳幼児を日中家庭で保育されている保護者の皆さんに、村内で利用で

きる商品券支給のほか、新たに専用スペースを確保し開所した子育て支援センターと連携し、専属の保健師を配置した子育て世代包括支援センターを設置するなど、少子化対策とともに子どもを安心して産み育てる環境の整備に努めてまいりました。

高齢者施策につきましては、高山村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、須高3市町村、須高医師会、須高3病院及び訪問看護ステーションが連携し、在宅療養者の医療、介護、福祉、保健の各情報のネットワークにより在宅医療推進体制の充実に努めるなど、高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりました。

健康づくりの推進につきましては、村民の健康づくりを総合的に推進するため、村、村民及び関係機関・団体が一体となって取り組むべき具体的な目標となる高山村第4期健康増進計画を策定するとともに、生涯学習や地域スポーツクラブの皆さんと連携し、健康長寿の村づくりを推進してまいりました。

また、健康づくりやリフレッシュなどに幅広く利用していただいておりますY O U遊ランドにつきましては、施設利用料の見通しに伴い健全な施設経営を目指すとともに、老朽化した施設の改修を行い、安心して快適に御利用いただけるよう努めてまいりました。

高山村地球にやさしい環境基本条例の基本理念に基づく施策を総合的に推進するため、地球にやさしい環境基本計画や持続可能な気候・エネルギーアクションプランに沿って本村で可能なエネルギーについて研究するなど、地球貢献の実現に向けて取り組んでまいりました。特に、住宅用太陽光発電によって発電した電力を自ら消費することを推進するため、新たに蓄電池の設置に助成するなど、エネルギーの地産地消に取り組んでまいりました。

生活道路の整備では、高山村通学路交通安全プログラムに基づき、平成26年度から国の社会資本整備総合交付金等を活用して、交通事故が多発していた村道紫樋沢線の役場前交差点に地熱を利用した融雪施設や信号機を備えた交差点改良工事が完了するなど、通学路の交通安全対策を進めてまいりました。また、高山村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い駒場橋、ゆうゆう橋及び藤沢橋の橋梁修繕工事を進めており、駒場橋、ゆうゆう橋につきましては、修繕工事が完了したところであります。

さらに、治水対策につきましては、災害の発生予防や減災を目的に、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、久保川を横断する村道十木入2号線の排水対策工事や不動川の河川改修工事を進めてまいりました。

公共交通サービスの充実ににつきましては、高校生の通学用バス定期代の補助や、70歳以上の高齢者等のバス乗車料金等を軽減するとともに、ICカードくるるの活用により、公共交通としての利便性を図るなど、サービスの向上と利用者の拡大に努めてまいりました。

定住促進につきましては、これまで整備してまいりました38棟の村営住宅を活用し、若者が安心

して子育てできる環境づくりに努めてまいりました。

また、空き家バンク登録の推進のほか、空き家活用促進事業による家財整理や増改築費用の助成推進により、田舎暮らしを希望される皆さんのニーズに沿った住宅需要への対応を図るなど、定住・移住人口の増加対策に努めてまいりました。

村民生活の安全・安心の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するための緊急事態宣言の下、全ての家庭への支援を行う特別定額給付金の速やかな支給をはじめ、移動系防災行政無線のデジタル化や役場庁舎の非常用電源発電機の地下貯蔵燃料タンクを整備したほか、感染症に対応した備品や消耗品の充実、国土強靱化計画の策定や災害ハザードマップの見直し、避難所運営に重点を置いた実践的な総合防災訓練の実施など、安全・安心な村づくりに努めてまいりました。また、令和元年の台風第19号により被災した道路や河川・農業施設等の災害復旧に全力を傾けてまいりました。

教育の充実では、小学校外国語授業のためにALTを2名配置したほか、小中学校におけるテスト経費や道徳副読本、緊急連絡システムなどの経費を村費で負担するとともに、小中学校入学時に入学祝い金を支給するなど、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいりました。さらに、平成30年に発刊した副読本により、小学校3、4年生の社会科等の授業では、村のすばらしい自然や文化、産業などに関する学習を行い、ふるさと高山村に愛着を持つことができるよう活用を図っているところであります。また、文部科学省が推進するGIGAスクール構想による小中学校の児童生徒1人1台のタブレット端末を整備し、学校内における高速ネットワークの構築に努めてまいりました。

また、小学校においては、大規模改修工事によりトイレを和式から洋式化にするなど、よりよい環境の整備に努めてまいりました。さらに、食材の充実を図る中で、学校給食費を1食当たり140円、児童生徒1人当たり年間2万8,000円を引下げるなど、保護者の経済的負担軽減を図ってまいりました。

公民館の図書室は、引き続き土日の開放や、蔵書の充実を図るなど、利用拡大に努めてまいりました。また、隔年で実施しております「文化祭」は、展示作品及び舞台発表を事前にビデオ収録し、たかやま村民チャンネルで放映するなど、関係文化団体と連携を図りながら、感染防止対策を講じた上で実施し、さらなる文化の振興に努めてまいりました。

行財政運営につきましては、「第6次高山村総合計画」に沿って「元気で魅力と活力ある村づくり」を実現するため、村民の皆様との協働による村づくりを推進しながら、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、健全な行財政運営に努めてまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、各自治区と連携を密にし、自治区施設の感染症防止対策を推進してまいりましたほか、「ふるさと納税寄附金」の返礼品を充実し、本村の村づくりや地域産業の振興を図るため、財源の確保に努めてまいりました。

このように令和2年度は、第6次高山村総合計画及び高山村総合戦略に沿って諸施策を推進する

とともに、健全財政の確保を図りながら持続可能な村づくりに努めてまいった次第であります。

令和2年度の一般会計及び特別会計の各事業の成果につきましては、新型コロナウイルス感染症により残念ながら中止または延期した事業が多くありましたが、議員各位をはじめ、村民の皆様の格別な御支援、御協力を賜りまして、一定の成果を収めることができましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

予算の執行に当たりましては、村民の皆様の御理解をいただき、経費の節減、合理化に努め、職員とともに住民サービスの向上に努めてまいりました。

事業の実績並びに主要施策の成果は、別添説明書のとおりであります。

一般会計の決算の状況につきましては、歳入で55億1,389万1,831円で、前年度比21.5%の増、歳出では、52億3,800万8,443円で、23.2%の増となりました。これは歳出で投資的経費の普通建設事業費で役場庁舎再生可能エネルギー設備等整備工事の完了や、義務的経費の公債費で保健福祉総合センターなどの償還が終了したことなどにより減となったものの、補助費等で特別定額給付金をはじめ、村内消費拡大クーポン券事業負担金や新型コロナウイルス感染症克服事業補助金、事業継続給付金など新型コロナウイルス感染症対策のための各種給付金の増加、繰出金では温泉使用料の減免に充当するため温泉開発事業特別会計への繰出金、積立金では今後の安定した財政運営のための減債基金積立てなどにより増となったものであります。一方、歳入においては、一部の企業が業績回復したことにより法人村民税が伸びたことや、固定資産税滞納繰越分の徴収促進などにより、村税で4.0%の増となったほか、地方譲与税につきましては、大規模自然災害が多発していることなどから、早期に森林整備等を進めるための森林環境譲与税が増額されたことにより7.9%の増、地方消費税交付金につきましては、消費税率の引上げに伴い、24.6%の増、地方特例交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化事業に充当する子ども・子育て支援臨時交付金が地方交付税に組み込まれたことなどから63.6%の減、地方交付税につきましては、台風第19号被害に係る災害復旧費関連の特別交付税が減額となったものの、地方創生を推進する基準財政需要額の項目が新設されたことや、幼児教育・保育の無償化に伴う財政措置が一般財源化されたことなどから、4.4%の増となりました。また、国庫支出金につきましては、特別定額給付金や新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などの増額に伴い185.2%の増、県支出金につきましては、林業施設災害復旧費補助金や農地災害復旧費補助金などの増額に伴い、13.6%の増、繰入金につきましては、財政調整基金や減債基金の繰入金の増額に伴い、49.3%の増となりました。この結果、令和2年度の一般会計決算におきましては、2億4,075万7,388円の実質収支の黒字額を計上することができました。しかしながら、国内経済は新型コロナウイルス感染症により、観光産業をはじめ各種の事業活動や雇用、所得環境に大きな影響を及ぼしており、加えて人口減少による地方交付税の減額や社会保障と税の一体改革に伴う社会保障費の増加等により、依然として厳しい地方財政運営が迫られるものと思っております。

今後も引き続き行財政改革を推進し、豊かな自然や美しい景観と調和した産業振興を進め、人づくりを柱に据えて将来を見据えた活力ある村づくりに努めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力をお願いする次第でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入歳出共に2.5%の増となりました。これは歳出で療養諸費や高額療養費等の保健給付費が増となったことによるもので、歳入では保健給付費に対する県支出金が増となったことなどによるものであります。

今後も特定健康診査事業等を通じて、村民の皆さんの健康管理と健全な財政運営に努めてまいります。

認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で18.5%、歳出で18.3%と、歳入歳出共に減となりました。これは歳出で診療所に予診室等を整備する改修工事が増となった一方、医師住宅の整備が完了したことなどに伴い一般管理費が減となったことによるもので、歳入では新型コロナウイルス感染症により診療収入が減となったほか、医師住宅整備工事に充当した地方債の借入れが減となったことなどによるものであります。

今後ともなお一層、診療所の利用促進と健全な事業運営に努めてまいります。

認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で1.3%の増、歳出で0.3%の減となりました。これは歳出で施設介護サービス受給者数の減少に伴う保健給付費などが減となったことによるもので、歳入では支払基金交付金や県支出金などが減となったものの、繰越金の増によるものであります。

今後もサービス給付の充実と介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で1.1%、歳出で0.9%と、歳入歳出ともに増となりました。これは歳出の一般管理費で制度改正に伴い後期高齢者医療システム改修委託料が増となったことによるもので、歳入では後期高齢者医療システム改修委託料の増に伴い一般会計繰入金などが増となったことによるものであります。

今後も後期高齢者医療広域連合と連携し高齢者の健康管理対策を推進するとともに、制度の適正な運営運用に努めてまいります。

認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で23.8%、歳出で34.7%と歳入歳出ともに減となりました。こ

これは歳出で奥山田温泉送湯ポンプ更新工事が完了したことなどにより、温泉給湯事業費が減となったことによるもので、歳入においては新型コロナウイルス感染症対策として固定経費となる温泉使用料を減免し、その減免分を一般会計からの繰入金で措置したほか、奥山田温泉送湯ポンプ更新工事に伴う加入者からの一部負担金となる諸収入や地方債の借入れを減額したことにより減となったものであります。

今後も施設の適正な管理に努め、温泉の安定的な供給を図ってまいります。

認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で4.0%、歳出で3.8%と歳入歳出ともに減となりました。これは歳出の農業集落排水事業費で管路の長寿命化を図るための機能診断調査等委託料などが増加した一方、公債費の償還が減となったことなどによるもので、歳入においては公債費の償還に充当する一般会計繰入金や前年度繰越金が減となったことによるものであります。

今後も施設の適正な管理と接続率等の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算は前年度と比較して歳入で1.2%、歳出で2.2%と歳入歳出ともに増となりました。これは歳出で山田温泉処理区のマンホールポンプ修繕費などの下水道費や公債費の償還が増加したことなどによるもので、歳入においては繰越金が減となったものの、諸収入などが増となったことなどによるものであります。

今後も下水道事業の効率化とともに、施設の適正な管理と接続率等の一層の向上を図り、健全な経営に努めてまいります。

認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

この決算における収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益は1億1,879万3,467円で、前年度と比べて1.7%の減、支出の水道事業費用は1億1,540万2,790円で、前年度と比べて0.1%の増となりました。一方、資本的収入及び支出のうち資本的収入は5,044万4,311円で、前年度と比べて36.7%の減、資本的支出は5,647万7,620円で、前年度と比べて41.3%の減となりました。この結果、当年度の純利益は、339万677円を計上することができました。

今後も施設の適正な管理とともに、経営の健全化に努め、安全でおいしい飲料水の安定供給に努めてまいります。

以上、9件の決算について申し上げますが、令和2年度の税、料金の収納におきましては、滞納処分による公売を執行いたしましたほか、納付誓約や戸別訪問など鋭意徴収率の向上に努め、一部で納付に進展があったものの、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の影響などから、計画どおりに未収金が納付されず、誠に遺憾であると考えております。今後も地方分権の進展とともに自主財源の確保がますます重要となってまいりますことから、長野県地方税滞納整理機構や県税

徴収対策室との連携による滞納処分の強化はもとより、職員の徴収スキルの向上と、全庁的な徴収対策会議等によりさらなる徴収強化を図るなど、村税の滞納整理や使用料等の未収金の縮減に努め、各会計とも一層安定した経営に努めてまいり所存であります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（松本 茂議員）

しばらく休憩します。

午前11時08分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

○議長（松本 茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから同意第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本 茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本 茂議員）

異議なしと認めます。

同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを討論を省略し採決することに決定しました。

これから同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成する方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議長（松本 茂議員）

挙手全員です。

本案は同意することに決定しました。

お諮りします。

議案第41号から議案第46号までの6件については、後日審議にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

異議なしと認めます。

議案第41号から議案第46号までの6件については、後日審議とすることに決定しました。

令和2年度高山村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計、計9件の歳入歳出決算の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

—————中村義忠代表監査委員。

○代表監査委員(中村義忠)

おはようございます。

7月27日から8月12日までの日程で実施しました令和2年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び各基金の運用状況等について審査意見を申し上げます。

審査に付されました令和2年度高山村一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財政健全化判断比率に関する書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、計数はいずれも正確であり、その管理及び運用についても適正であると認められ、予算の執行はおおむね適正になされていると認められました。

また、基金においても計数は正確であり、その運用は適正であると認められました。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

一般会計においては、歳入決算額が55億1,389万1,831円で、前年度より21.5%、9億7,664万6,987円の増となっており、歳出決算額が52億3,800万8,443円で、前年度より23.2%、9億8,730万1,648円の増となっています。歳入歳出差引額は2億7,588万3,388円で、このうち繰越明許費として翌年度に繰越す財源3,512万6,000円を差引いた実質収支額は2億4,075万7,388円の黒字となっています。主要財政指標については、実質公債費比率は6.4%で、前年度より0.8ポイント減少、将来負担比率はマイナス、実質収支比率は8.6%で前年度より0.4ポイント上昇、財政力指数は0.303で前年度より0.001ポイント上昇、経常収支比率が83.0%で前年度より3.7ポイント上昇しています。積立金現在高は34億6,874万2,000円で前年度より4.9ポイント、1億6,140万円の増となっています。

歳入のうち村税の収入状況を見ますと、前年度より2,985万3,000円増加しており、これは主に固定資産税の滞納繰越分2,990万1,000円の増などによるものであります。また、滞納額は、村税が4,854万円で前年度より49.9%、4,827万7,000円と大きく削減し、徴収率においても94.1%で5.6ポイント上昇しており、徴収努力の成果が見られました。不納欠損額については、1,560万661円と多額となっていますが、不納欠損処理を行う場合は、債務者の資力や財産、生活状況等を客観的に見極め、債権回収のために最大限取り組むことが重要であり、場合によっては滞納処分等の法的手続などを行い、その経緯については正確に記録し、明確な基準に基づいて処理することとされています。

今後は、滞納整理の事務処理をより効率的に進めるために、債権の発生から消滅に至るプロセスとそれぞれの段階で講ずべき措置などを詳細かつ分かりやすく定めた滞納整理事務マニュアルや滞納整理年間計画表を作成するなどして、債権回収の事務処理を進めていく必要があると考えます。

なお、依然として村税等に多額の滞納額があることから、引き続き、税負担の公平性の観点からも適切な徴収対策を講ずるとともに、徴収率の向上を図り、滞納額の縮減に努められたい。寄附金については、村の特産品を返礼品とするふるさと納税寄附金を募り、村づくりの主要施策である景観形成推進事業の財源確保に大きく貢献していることや、村が行う地方創生の6次産業化事業を応援する国の企業版ふるさと納税寄附金制度による寄附等により、前年度は増加しましたが、今年度は5.9%減少しており、さらなる財源確保のための工夫した取組に期待します。

今後とも安定した財政運営が行えるよう、引き続き積極的な自主財源の確保に努めるとともに、制度改正や国の補正予算のほか、地方創生事業などの補助事業等の情報収集を適時・的確に行い、依存財源の確保にも努められたい。歳出における不用額は2億6,313万3,000円で、前年度より16.4%、3,709万9,000円増加し、予算現額に対する割合は4.7%で、前年度より0.2ポイント増加しています。今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用額の縮減に努められたい。

続いて、特別会計、公営企業会計について申し上げます。

特別会計7会計を合せた決算額を見ますと、歳入総額は22億3,146万1,991円で、歳出総額は21億1,387万9,449円となっており、全ての会計で黒字決算となっています。

また、水道事業会計の収益的収支を見ますと、水道事業収益は1億1,879万3,467円、水道事業費用は1億1,540万2,790円で、純利益は339万677円となっています。歳入において特別会計等の事業運営の基本となる税及び使用料などの収入未済額の状況を見ますと、一部の会計では徴収努力がうかがえる状況が見られましたが、依然として多額の滞納額を抱える会計があります。この税及び使用料の徴収に当たっては、負担の公平性の確保に努めることはもとより、常日頃からの地道な努力が必要となります。さらに、公法上の債権と私法上の債権で滞納処分や時効の取扱い等が相違することにも十分注意し、適法かつ合理的に不納欠損処分等の適切な処理に努められたい。特に、高額滞納者や長期滞納者については、法的措置を含めより厳正な対応策を取るなど、収入未済額の減少に努められたい。一方、歳出においては村民に直接関わる生活環境の確保のための諸施策の推進に努めるとともに、人事異動も含め新たに業務に就いた担当者の事務研修の充実や課内でのチェック体制の強化など、組織として適切な評価と効果的な内部統制の仕組みを構築し、適正な事務執行に努められたい。また、不用額については、特別会計7会計合計で1億2,301万9,000円生じ、前年度より3,762万9,000円増加しており、一部の会計では予算の有効活用の努力がうかがえる状況が見られましたが、今後とも財源の有効活用を図るため、必要最小限の予算の計上に努めることはもとより、必要額を適正に見積もった上で減額補正を行うなど、なお一層の不用額の縮減に努められた

い。

最後に、村会計全体について申し上げます。

本村では、総合計画や総合戦略により、人口減少の進行を可能な限り抑止し、持続可能な活力ある村づくりを推進しています。全国的に少子高齢化や人口減少が進み、国の財政事情も厳しさを増す中で、普通交付税等の増収は期待できない状況にあります。さらに、国庫補助金等の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展、コロナウイルス感染症の影響等を受けて税収の減少も予想され、自主財源の確保がさらに重要となってきます。今後は、徴収等の事務処理をより効率的に進めるため、担当職員の研修などにより徴収スキルの向上を図ることはもとより、課を超えた全庁的な収納体制の整備や滞納整理における事務マニュアル及び滞納整理年間計画表を作成し、重点的に事務処理を進めていく必要があると考えます。歳出面では社会保障関係費、公共施設等の老朽化に対応する長寿命化の経費、自然災害を防止するための経費のほか、新たな住民ニーズの変化に対応する経費などの増加が予想されます。今後の財政運営に当たっては、より一層の財政の健全化と各種財源の確保に向けて職員一丸となって取り組むとともに、基金の有効活用や借入金の縮減並びに事務事業の見直しや効率的な執行による歳出抑制に努め、限られた財源の中で住民ニーズを的確に把握し、よりよいサービスの向上に努めていただくことを期待します。

以上、令和2年度一般会計、特別会計等の決算審査の意見とさせていただきます。

**○議長（松本 茂議員）**

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については10人の委員をもって構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

異議なしと認めます。

本件については10人の委員をもって構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

異議なしと認めます。

令和2年度決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

「令和2年度決算審査特別委員会」構成名簿

職 名	氏 名
委 員	湯 本 辰 雄
〃	高 井 央 葉
〃	黒 岩 清 道
〃	柴 田 弘 男
〃	西 原 澄 夫
〃	西 條 正 純
〃	酒 井 康 臣
〃	畔 上 孝 一
〃	水 谷 清
〃	宮 川 登志一

議案付託表

議 案	付託委員会
認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年度 決 算 審 査 特 別 委 員 会
認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について	

○議長(松本 茂議員)

お諮りします。

ただいま令和2年度決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第9号までの9件については、会議規則第45条第1項の規定によって、9月3日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までの9件については、9月3日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

委員会条例第7条の規定によって、令和2年度決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を本日の会議終了後、本議場において行ってください。

互選に関する職務は、年長の委員、宮川登志一議員とします。

なお、委員会終了次第、委員長及び副委員長の互選の結果を報告願います。

---

**日程第20 議会活性化特別委員会の審議及び調査中の事件について、委員会の報告を求めることについて**

**○議長(松本 茂議員)**

日程第20 議会活性化特別委員会の審議及び調査中の事件について、委員会の報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

議会活性化特別委員会の報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

異議なしと認めます。

高山村議会会議規則第46条及び第76条の規定により、議会活性化特別委員会の審議及び調査中の事件について、委員会の報告を求めることに決定しました。

委員長の報告を求めます。

—————酒井議会活性化特別委員長。

**○議会活性化特別委員長(酒井康臣委員長)**

議会活性化特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は平成25年、平成29年に行われた村議会議員選挙において無投票選挙、さらには欠員となったことから、正常な選挙と議会の活性化を図るため、平成29年12月議会において、議長を除く

10名の委員で設置され、正副委員長は互選の結果、委員長に梨本委員、副委員長に涌井委員を選出いたしました。

なお、令和元年10月の委員会の構成替えに伴い、委員長に酒井康臣、副委員長に梨本修造委員が選任され、梨本委員の辞職に伴い、令和2年7月から、副委員長に西原澄夫委員が就任いたしました。

委員会では、議員のなり手が少ない原因の掘り下げ、地方自治に関する議員のスキルアップ、村民の皆さんにどのようにしたら関心を持ってもらえるか等についてを、検討事項として進めてまいりました。

委員会は、平成30年5月14日、7月23日、11月2日、平成31年2月24日、4月19日、令和元年7月6日、11月21日、令和2年3月13日、12月9日、令和3年2月18日、3月12日、8月19日に開催をいたしました。

また、委員会として設置をいたしました議会報モニター連絡会議につきましては、コロナウイルス感染症対策により書類の提出のみもありましたが、会議は、令和元年11月6日、令和2年2月6日、8月6日、令和3年2月9日に開催いたしました。

それでは、この間の委員会での検討、協議結果など、主な項目を報告いたします。

まず、なぜ議員のなり手が少ないのかをKJ法により探った結果、地域推薦による議員が減少していること、女性、若手議員がいないこと、自治への無関心、農家の議員の減少、議員の仕事が伝えられない、議員報酬が少ない、選挙費用が割高であること等が提示されました。なお、全国的には、議員になれない理由として、地域力の減衰、法制度の拘束、報酬の低さ、男性社会などが挙げられています。

今後の議会としての活動は、地区役員との関わりをアップしていくこと、地域コミュニケーションの充実、自身の後継者づくり、若い人、会社定年者の参加促進などを図るため、議会の広報誌を通じて地域の皆さんとの交流を増やすべく、議会報モニターを設置することなどが決定されました。

昨年3月13日に開催した委員会では、今後の進め方、進むべき方向について議論しました。

議会報モニター会議では、11月1日に実施される村議会議員補欠選挙において、ちまたの情報から、一応定数は満たすことができるだろう、活発かつ積極的になってきている、来年の村議会議員選挙で定数を満たすことができるよう委員会としての考え方をまとめるべき、選挙に立候補しやすくするために応援体制や選挙費用の公費負担など、行政との懇談を持ち環境整備を進める等の様々な意見が出され、議会に対する関心を持っていただいていることを感じました。

選挙費用の公費負担については、昨年12月に施行された新たな公職選挙法により大幅に負担が軽減されることになりました。

本年3月定例会開会中の3月12日に開催した委員会では、次の4項目について、議員間での大筋の合意がなされました。

1 議会モニターの設置については、これまでの議会報モニターからレベルを上げ、議会の運営等についての要望や身近な意見などをお聞きするため議会モニターを募集したところ、10名の方が応募され、過日、第1回目の会議を開催し、この村をよくしたいなどの意欲を感じたところです。今後も会議を重ね、いただいた意見はできるだけ議会に反映してまいりたい。

2 議員定数、議員報酬については、長野県下の人口で同規模の人口5,000人から1万人の14町村の状況を見ますと、議員定数は、豊丘村14人、原村11人、長和町10人で、ほかの11町村の定数は12人でした。また、議員報酬は、白馬村の21万6,000円が最高額で、最低額は喬木村の14万3,000円で、本村の16万9,000円は、14町村中12番目でした。

このため、14町村平均の、定数12人、報酬18万1,943円を軸に村民の皆さんの御意見をお聞きした上で、実施時期も含め、本議会としての結論を出していきたい。

3 地域、年代、性別のバランスが取れた議会については、区長会、ブロック行政懇談会などを通じて、地域推薦議員の選出について働きかけるとともに、選挙費用の公費負担拡大や子育て支援策の充実等、子育て世代の皆さんも立候補のしやすい環境の整備を検討していきたい。

4 通年議会の検討については、今のところ結論が出ていませんが、専決処分削減に向けて研究を重ねてまいりたい。

平成29年に議会活性化特別委員会を設置し、様々な活動や協議を行い、4年目を迎えますが、全てにおいて結論づけられたわけではありません。この間、本年4月に実施した「議会改革に関するアンケート調査」により、村議会への関心や期待度などの村民の皆さんの生の意見を伺うことができたことは、成果として上げられます。

また、昨年10月の村長選挙と同日執行された村議会議員補欠選挙では、立候補を模索する者が6名と過去最多を記録し、定数となったこと、議会モニターの応募においても予定どおりの10名の応募者があったことや今月開催された村議選の立候補予定者説明会には18候補が出席されるなど、議会への関心の高まりを感じずにはられません。大変喜ばしく思います。

さて、私共が残された任期はあと僅かとなりました。これまでに協議してきた事項につきましては、今期の我々の成果を報告書として申し送り、次期の議員の皆さんには更に検討していただいた上で、条例改正等の必要な手続を進めていただきたいと思います。

最後に、我々議員の一挙手一投足は村民の皆さんから注目されていることを頭に置き、村民の皆さんの負託に応えられるよう、さらに研さんを積んでまいることが大切であると考えております。

このことを述べまして、議会活性化特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

#### ○議長（松本 茂議員）

これから、日程第20について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（松本 茂議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は報告でありますので、以上で終わりいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日27日から30日までは休会とします。

来る31日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時51分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月26日

高山村議会議長 松 本 茂

署 名 議 員 西 條 正 純

署 名 議 員 酒 井 康 臣

署 名 議 員 畔 上 孝 一

## 令和3年第3回高山村議会9月定例会一般質問目次

令和3年8月31日（火曜日）

4番	湯本辰雄議員	28
	通学路等の道路の安全対策について	
6番	西條正純議員	32
	D X戦略について	
2番	高井央葉議員	38
	村内の小中学校への生理用品の設置について	
	移住定住対策となる子育て支援について	
5番	西原澄夫議員	44
	人命や農作物等を害獣から守るための電気柵について	

令和3年第3回高山村議会9月定例会会議録（第2号）

令和3年8月31日（火曜日）

---

---

議 事 日 程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

---

質 問 し た 者

4番 湯 本 辰 雄 議員

6番 西 條 正 純 議員

2番 高 井 央 葉 議員

5番 西 原 澄 夫 議員

---

出 席 議 員（11名）

1番 黒 岩 清 道 議員

2番 高 井 央 葉 議員

3番 柴 田 弘 男 議員

4番 湯 本 辰 雄 議員

5番 西 原 澄 夫 議員

6番 西 條 正 純 議員

7番 酒 井 康 臣 議員

9番 畔 上 孝 一 議員

10番 水 谷 清 議員

11番 宮 川 登志一 議員

12番 松 本 茂 議員

---

欠 席 議 員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 山 岸 深 志

総 務 課 長 宮 本 孝 雄

村民生活課長 宮 川 裕 明

産 業 振 興 課 長 柴 田 亨

建設水道課長 小 淵 義 彦

会 計 管 理 者  
（ 会 計 室 長 ） 西 原 一 美

教 育 次 長  
（ 人 権 推 進 室 長 ） 山 崎 久 志

---

事務局出席職員

事務局 長 荒井 孝 浩 書 記 山 寄 由美香

---

午前10時00分 開 議

○議 長（松本 茂議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

---

諸般の報告

○議 長（松本 茂議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

令和2年度決算審査特別委員会の委員長から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告があり、別紙のとおり構成名簿をお手元に配りましたので、報告します。

「令和2年度決算審査特別委員会」構成名簿

職 名	氏 名
委 員 長	湯 本 辰 雄
副 委 員 長	高 井 央 葉
委 員	黒 岩 清 道
〃	柴 田 弘 男
〃	西 原 澄 夫
〃	西 條 正 純
〃	酒 井 康 臣
〃	畔 上 孝 一
〃	水 谷 清
〃	宮 川 登志一

また、およそ1時間ごとに換気及び水分補給等のために休息を取って、議事進行したいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

### ○議長（松本 茂議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 4番 湯本辰雄議員。

### ○4番（湯本辰雄議員）

おはようございます。

通告に従いまして、通学路等の道路の安全対策について質問いたします。

私は、7月に、高山小学校恒例の地区懇談会に出席しました。およそ20人ほどの保護者の皆さんが出席されていましたが、その場で地区内の危険箇所の報告がありました。通学路の交通安全対策の要望として、県道大前須坂線の樋沢製材株式会社の南側に横断歩道を設置してほしい旨の意見があります。

現在、その要望地点からおよそ100m西側には横断歩道が設置されております。この道路の北側には歩道が設置されていますが、南側はありません。道路の南側は、路肩からおよそ50cm幅で白線が引いてありますが、路肩は盛土のままですので、歩きにくい状態です。

現在、横断歩道が設置されている黒岩燃料店さんの西側までの約100mを、南側の路肩を渡って横断歩道を渡るということはかなり危険なことであります。そのため、子どもたちは、一旦、県道を横断してから登下校しなければなりません。特に朝の時間帯は、通勤時間とも重なり交通量は多く、あわせて、ほぼ直線的な通りになりますので、朝の通勤車はどうしてもスピードが出てしまいます。

なお、この場所からおよそ150mほど東側には横断歩道が設置されておりますが、学校との位置関係で、わざわざ遠くの横断歩道を渡ってから通学するという事は、普通、行いません。

私は、以前にも同様の要望がありましたので、役場からの返事はどうだったかと尋ねたところ、現在設置されているところから100mしか離れていないため難しいと言われたとのことでした。現在、この場所を利用して通学している子どもたちの人数は、横断歩道が設置されている場所を利用する子どもたちより多い状況となっております。

本村の子どもたちを交通事故から守り、安心して子育てできる優しい村づくりに取り組むとすれば、現在設置されているところから100mしか離れていないから我慢してほしいでは、安心して子育てはできません。安心して通学できる道路造りのために、子どもたちや保護者の要望を聞き、また新たな横断歩道の設置を求めます。

### ○議長（松本 茂議員）

————— 小淵建設水道課長。

## ○建設水道課長（小淵義彦）

おはようございます。

通学路等の道路の安全対策についてお答えいたします。

村では、日頃から、須坂警察署や村の交通安全協会など、関係機関や関係団体などと連携を図りながら、交通安全啓発活動を始め、小中学校等における交通安全教室の開催や、体験・実践型の交通安全研修会を実施するなどして、交通安全対策の強化に努めているところであります。

そうした中で、通学路につきましては、毎年、小中学校のPTAの皆さんから危険箇所の改善に関する要望や、各地区から提出していただいております地区振興計画のほか、ブロック行政懇談会や村民の皆様からの情報提供、道路パトロールなどにより、危険箇所の把握に努めているところであります。

このうち、議員お話の横断歩道や規制標識などの設置につきましては、県公安委員会の管轄となるため、必要の都度、対応窓口となる須坂警察署に要望いたしまして、改善に向けて努力しているところであります。

一方、交差点標示など道路上で警戒すべきことや、危険を知らせ、注意深い運転を促すための警戒標識や歩道、ガードレールなどの設置につきましては、道路管理者が管轄しておりますことから、県道は須坂建設事務所へ要望するとともに、村道におきましては、関係機関や関係団体などの皆さんと現地を確認するなどして、必要に応じて整備をするなどして、通学路等の安全確保に努めているところであります。

そこで、二ツ石地区内の県道に横断歩道を新設することについてであります。横断歩道の設置に当たりましては、道路交通法や「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の規定に基づき、交通規制の実施基準や道路標識等の設置基準が定められており、横断歩道を設置する場合は、これらの基準とともに、道路環境や交通量、交通事故の発生状況などを総合的に勘案した上で、県公安委員会によって意思決定がなされるものであります。

そのような中で、議員御提案の横断歩道の設置場所につきましては、これまでも小中学校からのPTA要望が出されており、改めて県公安委員会の対応窓口となる須坂警察署に確認をいたしましたところ、須坂警察署では、横断歩道の設置を規定している道路標識等の設置基準によると、市街地の場合、隣接する最も近い横断歩道からおおむね100m以上離れていることと規定されており、本村のような非市街地において横断歩道を設置する場合は、隣接する最も近い横断歩道からおおむね200m以上と規定されておりますことから、警察署では、議員御提案の場所に横断歩道を設置することは、隣接する最も近い横断歩道から165mしか離れていないことや、道路環境、交通量及び交通事故の発生状況などを総合的に勘案すると、設置は困難である旨の回答でありました。

したがって、今後とも、村といたしましては、交通事故のない安全・安心な村づくりを推進するため、警察署や交通安全協会、高山村通学路交通安全推進協議会など、関係機関や関係団体な

どとの連携を図りながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 茂議員）

———湯本辰雄議員。

○4番（湯本辰雄議員）

再質問します。

今の答弁でいきますと、距離が165mということで200mに満たないというようなこともありまして、大変難しいというのが県の公安委員会の話だというふうに分りました。ただ、子どもたちというのは、先ほども言いましたけれども、じゃ165mの間どうするのかという話にもなるんだろうというふうに思います。特に小学生の低学年ですとなかなか、体の動きなどは素早いところはありませんが、実際、全体として見れば遅いということになると思います。そういう子どもたちをどう安全に守っていくかということが課題になるかと思えます。

この道路については、先ほども言いましたが、南側は路肩がしっかりできていないというのも現状としてあります。ですから、まず横断歩道の設置が難しいということになれば、例えば道路を拡幅して通学路を確保するとか、そういうことで、やりようはあるのではないかとこのように思います。

私は、改めて県内の主要道路全体として見ましても、片側に歩道があるところはかなり整備されているかなというふうに思っておりますが、やっぱり両側に歩道を造っていくということもこれから大事ではないかというふうに思います。特にこれからは、横断歩道ばかりではありませんが、歩道を利用するのはお年寄りの皆さんもこれから増加します。全国的にも、今、免許の返納者が増加しております。

今現在、歩道を通過できるのは電動車いす、シニアカーなどが許されているというふうに聞いておりますし、例えば自転車も一部は許可になっているというふうに思います。ただ、これから団塊の世代の皆さんが高齢化していく中で、また免許返納者が増えていくということになれば、もっと新しい、それこそ歩道も通行可能なような車も出てくるのではないかとこのように思います。あまりスピードが出ない車ということになります。そうすると、今以上に歩道の整備というものが大事になってくるのではないかとこのように思います。

当然、道路の整備となれば国や県の予算との関係もありますけれども、今後の高山村の道路状況、道路を建設したり整備していくということになれば、そのあたりもぜひ検討していただきながら進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松本 茂議員）

———小淵建設水道課長。

○建設水道課長（小淵義彦）

ただいまの再質問でございますが、県道の南側に、下り車線となりますけれども、歩道を設置してはどうかと、将来のことを考えますとそういった交通事情のことも考えたらどうかというような御質問かと思えます。

それで、まず初めにお願いしたい部分ではございますが、県道が横断します二ツ石地区であります。現在、横断歩道が3つ設置されております。そういう中で、最近、燃料店さんの近くには、14年度に要望がされまして、17年7月に設置をされてきているという経過でございます。これも、地元の皆さんの御要望によりまして設置が実ったというような状況でございます。

現在は、子どもたちがその横断歩道を渡って通行いただいて、登下校に利用いただいているというふうに認識しておりますけれども、この分につきましては、保護者の皆様にも御理解をいただきまして、現状の中ではこういう事情であるということで御理解いただきたいと、こんなふうに考えております。

そこで、御質問いただきました県道関係になるわけですが、県の関係につきましては、議員お話のとおり、予算的な確保というような問題もありましたり、様々な事情等もあるようでございます。村のほうからも、そういった部分で今後のことも検討する中で、県のほうには、横断歩道ではないですが、歩道の部分を南側に確保するようなことも含めて検討いただくような要望活動もしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 茂議員）

————湯本辰雄議員。

○4番（湯本辰雄議員）

これからは、ぜひそういう方針を持っていただいて、県と国等についても対応していただければありがたいというふうに思います。

それで、村は、これから住宅建設をする際の認可とか、そういう場合にやっぱり道路の状況も含めて考慮していただいて、認可といいますか、新築をしていただくというようなこともお進めいただきたいというふうに思います。特に通学路の安全対策というのは、若い移住者を迎えるに当たって大きな関心事になるのではないかとこのように思います。

もう一つ、この村、高山村は坂道です。全体として斜面ということになるかと思えます。以前の質問でも行いましたけれども、積雪時の交差点の優先道路の設定についても、地域の実情を考慮した優先道路等の設定もぜひ検討といいますか、考慮して造っていただきたいというふうに思います。

ぜひ、そういうことで安心・安全な高山村、特に冬期間の安全対策も含めて検討していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松本 茂議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

————— 6 番 西條正純議員。

○6番（西條正純議員）

では、通告に従い、デジタルトランスフォーメーション戦略について質問いたします。

デジタルトランスフォーメーションを文字で書くときは簡略化してDXと表記しますが、この質問では、略さずにトランスフォーメーションと述べてまいります。

新型コロナの影響で、密を避けるためにテレワークやウェブ会議が推奨されています。カード決済はスーパー等の買物で珍しくありませんし、近隣のバスはICカードKURURUが利用できます。このようなカードを利用すると、手から手へ現金を渡す動作がないので、コロナウイルス感染症予防に効果があります。

10月からはマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります。コロナの影響もあり、一段とデジタルやICTがふだんの生活に入り込んできています。コロナが終息し、人の流れが回復しても、ICTへの依存度は増えていくと思われまます。

明日、9月1日にデジタル庁が発足します。世界のデジタルの潮流から後れを取っている日本のデジタル社会の実現が、本格的に動き出そうとしています。これまでは、省庁ごと、また自治体ごとにデジタル製作が乱立し、フォーマットが一元化できておらず、データの共有ができませんでした。

コロナ感染者の情報では、データ入力自治体のシステムと国のシステムへの二度手間になったり、ファクスによる送信の集計になったりして、デジタルが、業務を省力化するどころか業務の逼迫を招いたりしました。

接触確認アプリ、COCOAは、導入から1年で、陽性を申告して利用した人が陽性者全体の僅か2%にとどまっているとの報道があります。COCOAは、アプリ自体のダウンロード数は、昨年6月の導入以来、約2,834万件で日本の人口の2割強ですが、陽性の登録は、この6月18日時点で1万8,105件と感染者数約78万人の2%しかなく、このアプリが国民の役に立っているのか疑問です。デジタル庁の発足でこのような問題が解決されていくことを期待しています。

県では、長野トランスフォーメーション戦略という取組を始めています。この戦略の目的は、新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるように、県全域のデジタルトランスフォーメーションを行うことで5Gなどのインフラ整備を促進し、長野県を、県民や地場企業に加え、県外の人や県外企業にも魅力的な地域にするとしています。信州ITバレー構想ではスマート農業やスマート林業、スマート工場、スマートハイランド推進プログラムでは、スマート自治体推進プロジェクト、医療充実プロジェクトなど7つのプロジェクトがあります。

国や県の動きを話してきましたが、では、地方ではどうなっているのでしょうか。高山村はどういう動きがあるのでしょうか。これらのデジタルトランスフォーメーションの流れが都心や都会だけの話では困るのです。私たち村民の暮らしを支え、生活が便利になっていくためのデジタルトランス

フォーメーションでなくてはなりません。

幾つかのプロジェクトについて質問します。

まず、スマートエデュケーションプロジェクトというのがこの県のプロジェクトの中にあるんですが、では、高山村の小中学校のタブレットなどの端末やW i - F i 環境の整備状況は完了しているのか。教員とは別に I C T 支援員や I C T 活用教育アドバイザーはいるのか。

次に、キャッシュレス推進プロジェクト。キャッシュレス決済により新型コロナウイルス感染症などの感染リスクが軽減され、観光客にも利便性がよくなる。地元商店ではキャッシュレス対応にしている割合はどのくらいか。本村にキャッシュレスを拡充するための施策をどのように考えているか。

次に、ドローン関連です。長野県デジタルトランスフォーメーションでは、ドローンや航空レーザ計測を用いて取得したデータと I C T を活用し、森林管理と、林業経営の最適化と効率化を図ると言っていますが、高山村との関連はあるのか。

ドローンは、年々性能が向上しており、撮影だけでなく、荷物運搬や探査、捜索にも使用できるようになってきています。台風などの災害の状況確認、孤立した地区への物資運搬、遭難者の捜索などが考えられます。そのためにも、本村にドローンを運用する体制を整えておく必要があると考えます。外部の団体との協力体制でもよいので、ドローン運用の確立を求めます。

**○議 長（松本 茂議員）**

—————宮本総務課長。

**○総務課長（宮本孝雄）**

あらかじめお願いさせていただきますが、デジタルトランスフォーメーションにつきましては、D X と略させていただきます御答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

D X 戦略についてお答えいたします。

国では、令和2年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げるとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の基本方針を示されました。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割が極めて重要であるとされ、まずは市町村が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I 等の活用によって業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを自治体に求めています。

一方、長野県では、令和2年7月21日に、Society5.0時代の新たな信州への道しるべとして、「長野県D X 戦略」を策定いたしました。

この戦略の名称となっているD X、いわゆるデジタルトランスフォーメーションとは、デジタル

技術とデータを活用して既存の業務プロセスなどの改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革することであり、県全域のDXを行うことで、第5世代移動通信システム、5Gなどのインフラ整備を促進し、長野県を、県民や地場産業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にすることを目的としています。

また、目的達成のための2つのエンジンとしてスマートハイランド推進プログラムと信州ITバレー構想を掲げ、さらに、スマートハイランド推進プログラムには、議員お話のとおり、小中学校において児童生徒自らがICTを最大限活用し、世界中に学びのフィールドを広げることができる教育環境を整備することを目指したスマートエデュケーションプロジェクトや、新型コロナウイルス感染症などに配慮した営業スタイルの確立とともに、外国人旅行者と導入店舗双方のメリットを創出するためのキャッシュレス推進プロジェクトのほか、災害発生時など、非常事態においても適切な行政サービスを提供するためのネットワーク環境を構築するスマート自治体推進プロジェクトなど、7つの重点プロジェクトを設定し、サービスの質、効率性、安全性などの向上を目指しております。

そこで、まず初めに、小中学校におけるタブレット端末やWi-Fi環境の整備状況についてのお尋ねであります。村では、国のGIGAスクール構想における学校のICT環境の整備を行うため、公立学校情報機器整備費補助金を活用して、本年2月、小学校に350台、中学校に184台のタブレット端末を導入しました。あわせて、学校内での高速通信環境の整備を行うため、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用して、小学校及び中学校の校内高速通信ネットワーク整備工事を実施し、Wi-Fi環境及びタブレット端末の充電保管庫の整備を行ってまいりました。

このうちタブレット端末につきましては、児童生徒1人に1台を貸与し、取扱いや操作に慣れていただいた上で、学習に取り入れて活用を進めているところであります。

次に、ICT支援員などの配置についてのお尋ねであります。国の公立学校情報機器整備費補助金を活用して、本年度から小中学校に週2日程度、ICT支援員1名を配置し、タブレット端末や教育ソフト等を円滑に活用できるよう、教員からの疑問・質問への回答やアドバイスのほか、端末の設定業務などを実施していただいております。

このように、小中学校におけるDXの取組は、タブレット端末や高速通信ネットワークの環境整備など、着実に進めているところでありますので、よろしくお願いたします。

次に、村内商店におけるキャッシュレスの導入状況についてのお尋ねであります。本年5月31日まで実施しておりました第2回新型コロナウイルス感染症克服応援クーポン券事業の取扱事業者を対象に調査したところ、飲食店については12店舗中7店舗がキャッシュレスの対応をしておりましたが、食品等を扱う小売店については16店舗中3店舗のみでありました。

このように、比較的導入が進んでいない状況につきましては、日本全体が諸外国に比べて治安が

よく、現金に対する信頼度が高いことに加え、店舗側も、キャッシュレス化に伴う専用端末機の導入や、代金の決済時には手数料がかかるなど、様々な課題があることが要因の一つと考えられます。

次に、キャッシュレスを拡充するための施策についてのお尋ねでございますが、昨年、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として実施した高山村新型コロナウイルス感染症克服事業補助金事業において、3密を避けるためのキャッシュレス化やテレワークなどを推進する事業を補助対象に加え、キャッシュレス化に向けた支援策を講じたところでありますが、活用された事業者はおりませんでした。

近年、キャッシュレス化の動向は、コンビニエンスストアやスーパーなどの小売業を始め様々な分野で利用が広まっており、時代の流れでもあるものと考えておりますので、さらなる推進に向けて、事業者が必要を感じることに加え、消費者の意識改革が重要な鍵となりますことから、商工会や観光協会など関係団体等の御意見をお聞きするとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの活用も視野に入れて、今後の推進策について検討してまいりたいと考えております。

次に、ドローンなどを活用した森林管理と林業経営についてのお尋ねであります。県では、広大な森林の情報を把握するには多くの時間と手間を要することに加え、林業の現場は急傾斜地が多く危険な作業もあることなどから、これらの課題を解決するため、先進的な技術であるICT等を利用したスマート林業を推進しています。

このスマート林業については、平成30年2月に、産学官連携によるスマート林業タスクフォームNAGANO協議会を設立し、ドローンの空中写真等により詳細な森林資源を把握するとともに、林業事業体に対し必要なICT機材の導入支援を行うほか、インターネットの活用により木材の生産情報を事務所等で把握できる仕組みを構築するなど、普及を図っているところであります。

本村では、現時点で事業が実施された実績はございませんが、県では、市町村や林業事業体を対象とした新技術の原理や仕組み、実施コスト、法規制などについての研修会を開催する計画があるとお聞きしておりますので、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ドローンを運用する体制の確立などについてのお尋ねであります。村では、災害発生時におけるドローンの活用策として、令和2年10月20日に、株式会社グーライトと「災害時におけるケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達に関する協定」を締結し、災害の情報や被害状況を収集し、その情報を共有することで災害対応に当たることとしております。

一方、個人で手軽に所有し操縦を行うことができるドローンは、その利便性から多くの分野で活用が進んでおり、災害の状況確認、物資運搬や遭難者の捜索にとどまらず、農作物の生育管理などの農業分野や、高所など危険を伴う場所における点検・整備作業など、その活用は幅広い分野に及んでいます。

このように、ドローンを活用した事業については、その効果・効率性の観点などから今後ますます

す重要性を帯びてくるものと考えられますので、先ほど申し上げた株式会社グーライトを除く運用体制の確立に当たっては、本村における活用方法や費用対効果等も含め、十分に検討してまいりたいと考えております。

このように、長野県のDX戦略は多岐にわたっておりますが、デジタル社会形成のため、国の行政機関であるデジタル庁の発足を明日に控え、本村におきましても、地方共通のデジタル基盤の構築やマイナンバーカードのより一層の普及を図るなど、国や県の動向を注視するとともに、引き続きデジタル化に向けた取組の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 茂議員）

————— 6番 西條正純議員。

○6番（西條正純議員）

再質問いたします。

まず、教育関連のスマートエデュケーションプロジェクトですが、これ、以前から村からも情報をいただいて進んでいるというお話は聞いておりましたが、ほぼタブレットの配置やWi-Fiの環境、完了しているということで安心しております。となると、自然の環境豊かな高山村で子育てするのはよりよいことになるということで、高山村のメリットになると思っております。

次に、キャッシュレスの推進についてですが、やはりキャッシュレス対応のお店が少ないという形が見えてきました。コロナが終息して人の流れが戻ってくる、また外国の人が来たりする。特に外国人は、日本円よりもキャッシュレスのほうを使う形になると思います。これは、私たちが国外に出かけたときを考えればやはりそうなんですよね。

そのこともあって、今後を踏まえていくと、やはりキャッシュレスをどのように村のお店等に広めていくかというのが課題になってくると思いますが、実はQRコードやバーコードを使ってスマートフォンで決済するとポイントが還元される特典を全国で200以上の自治体が入力しているというそうなんです。例えば長野県では、岡谷市が30%の還元、またほかに松本市や小諸市でも行っているそうです。こういうような自治体がキャッシュレス決済をすると還元するという、このようなことをやると、普及とともに経済効果も出る施策だと思います。ただし、スマホを持っていない人や扱いに慣れていない人からは公平性に欠けるとの批判が出ているそうですが、そういうことをよくよく検討しながら、こういう、自治体がスマートフォン決済等を導入することをこの高山村でも実施が検討できないだろうか、これが1つ再質問です。

もう一つ、一般質問の通告提出後に、総務省の消防局が発表したんですが、最新鋭のハイスペックドローンを全都道府県に配備すると報道がありました。ハイスペックのドローンということで、例えば被災前と被災後の地図画像を自動で作成する機能があり、被害の規模の把握にすごく役立つというようなことが書いてあります。このようにドローンの有用性の認識が非常に高くなってき

ていますが、多種多様な使い方ができるので、例えば総務省消防局のほうでのものを何かあったときにすぐ高山村で使うということは難しいかもしれませんが、村独自にドローンを導入することにより自由に運用する体制ができると思います。そのための下準備を早めに行っていただければと思います。

以上、2つの再質問です。

○議長（松本 茂議員）

—————柴田産業振興課長。

○産業振興課長（柴田 亨）

DX戦略に関しましてキャッシュレス化ということの御質問でございますが、先ほども総務課長が答弁したとおり、本村においても推進ということで、昨年のコロナ対策の一環で、克服事業補助金の中のメニューとして導入はさせていただきました。ただ、幾つかメニューがあったんですが、実際に導入された方はいらっしゃらなかったということでございます。

このキャッシュレス化に関しましては、村もそうなんですが、例えばコロナ対策という前から、消費税が増税になったときにも国を挙げてキャッシュレス化を導入しまして、端末機の補助であったり、期間中の決済手数料の補助、そして消費者については、先ほどお話がありましたポイント還元を実施して進めてきたということでございます。

ただ、全国的に見ますと、キャッシュレス化がそれで大分進んではいたんですが、それでもまだ30%もいかないという状況の中で、日本の国自体がやはり、まだまだといたしますか、現金の安全性といたしますか、現金を中心に動いているという状況の中で、先ほどお話がありましたとおり、インバウンドとかそういった形の中で、諸外国のようにキャッシュレス化が進んでいるところから比べますとまだまだ日本は少ないという状況でございます。

村としてどうなのかということでございますが、今現在はコロナ対策の一環ではありますが、コロナを克服して、また村としても観光としてインバウンドの皆さんにお越しいただくことは大変重要であると考えておりますので、今後、国の事業等も活用しながら村独自で入れられないかどうか、十分研究をさせていただいて、できるだけキャッシュレス化を推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 茂議員）

—————宮本総務課長。

○総務課長（宮本孝雄）

2点目のドローンの運用の関係でございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたが、現在、株式会社グーライトと、「災害時におけるケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達に関する協定」、こういうものを締結しておりますので、ドローンを活用した災害状況でありますとか、その被害状況を村と共有するんだということでありまして、自然災害の発生時などの緊急時に

おきましては、村の被災状況等が的確に把握できるものというふうと考えております。

先ほど例として出された総務省消防局のハイスペックのドローンというお話は、ちょっと情報不足で知り得なくて申し訳ないんでありますが、私は、今後の自治体のデジタル化の推進もそうでありますけれども、小さな自治体におきましては、なかなか専門職の職員を配置するということが難しいことに加えて、職員数も限られておりますので、民間でできることは民間にお任せしていくと、委託できるものは委託というような方法を考えるということも重要なことであるのではないかなというふうにも考えております。

したがって、今後、ドローンの運用につきましては、先ほども申し上げましたが、費用対効果なども含めまして、いろいろな側面から検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○6番（西條正純議員）**

これで終わります。

**○議長（松本 茂議員）**

以上で西條正純議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時43分 休 憩

---

午前10時44分 再 開

**○議長（松本 茂議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 2番 高井央葉議員。

**○2番（高井央葉議員）**

通告に従いまして質問いたします。

1問目は、6月定例会でも質問しましたが、村内の小中学校女子トイレへの生理用品の設置についてお尋ねします。

1つ目です。

6月定例会で、村内小中学校トイレへの生理用品の設置については、管理衛生面からも妥当ではないと思っていると答弁いただきました。この管理衛生面というのは、生理用品が衛生用品であること、そして、その衛生用品を誰がどのように管理するかということ、その2点の面から、トイレに設置するということは実情に合っていないということだったのでしょうか。

2つ目です。学校女子トイレへの生理用品設置の全国的な動きと、高山村ではどうしていくかについてです。

6月定例会の頃は、全国的にも、誰が管理して補充や点検を行うのか、経済的に困っている人に

配付すべきである、保健室で渡すことで家庭状況や本人が困っていることなどを聞き取る必要があるなどの理由で、学校への設置については前向きな自治体はほぼありませんでした。しかし、その後、全国的に議論がされる中で、試験的なものも含めてではありますが、東京都の都立学校、神奈川県、栃木県、つくば市、名古屋市など、一部の学校で実施するという方針が示されています。小中学生なので生理用品が必要なことを恥ずかしくて言えない子もいる、必要な人なら誰でも必要なときに使える環境をつくるのが大事、トイレットペーパー同様、いつでもためらいなく入手できることが安心につながるなど、子どもの側に立った対応だと感じています。

そんな動きが出始めた中で、高山村として、村内の小中学校女子トイレへの生理用品設置について、再度、どのように考えていかれるか回答をお願いします。

#### ○議長（松本 茂議員）

—————山岸教育長。

#### ○教育長（山岸深志）

小中学校への生理用品の配置についてお答えいたします。

小中学生の時期は、子どもたちは心身ともに大きく成長するとともに、様々な体の変化が現れ、その変化に戸惑いを覚える時期でもあります。特に生理につきまちは、大人に向けての成長の一つではありますが、その変化に不安を覚えたり悩んだりすることも少なくありません。このため、小中学校では、現行教育の中で体の変化や性についての学習を位置づけ、小学校段階から生理の仕組みや生理用品の適切な使い方等について指導しております。

一方、中学校においては、小学校から継続して、自分の体や心の成長だけでなく、男女の違いを正しく理解し、互いの体を大切に日々の生活を送ることができるようにしております。

そこで、議員御質問の小中学校への生理用品の設置についてであります。6月の議会定例会でもお答えいたしましたように、生理用品の使用等については、それぞれの子どもの成長に合わせてきめ細かな指導とともに、自分の体の変化に関わる戸惑いや不安についても丁寧に話を聞き、適切な指導や助言を行っていくことが重要であります。

そのようなことから、生理用品は保健室に配備して必要に応じて使用するとともに、子どもたちの体の成長に関わる不安や性に関する悩み等、様々な相談に応じることができるようにしておくことが大切であると考えております。

一方、生理用品のトイレへの設置についてであります。生理用品は清潔を保ち、丁寧に扱うことが必要であり、これを不特定多数が使用したり日々の清掃が必要としたりするトイレに設置することは、衛生的に適当でないと思われれます。さらに、生理用品が適切に使われているのか、どのような状況で使用されているのか、必要とされる数の把握や補充はどのようにしたらよいか等、管理面からも課題が多いものと考えております。

したがって、生理用品の設置につきましては、高山小中学校では、これまでどおり養護教諭

の管理の下で保健室に配備し、1人1人の子どもの状況に応じた指導を行いながら対応してまいりたいと考えております。

なお、今後は、生理用品の設置について、学校の実態や要望等を把握するとともに、他の自治体の動向等を参考にしながら、トイレへの設置の必要性や課題について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 茂議員）

—————高井央葉議員。

○2番（高井央葉議員）

再質問いたします。

答弁いただきましたように、管理や、家庭や本人に寄り添うことなどもとても大事だと私も思っております。どうやって実施していくか、準備や方法に時間がかかることも理解はしております。ただ、管理することと、ただトイレに生理用品がある、その安心感はまた別のことだと私は思っています。

今後、調査していただくということですが、できるだけ早く子どもたちに安心できるようにしていただきたいと思うのですが、子どもたちにもアンケートなどしていただけますでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（松本 茂議員）

—————山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

再質問についてお答えします。

現在、県内においても、小中学校のトイレへの生理用品の配置ということについては、5月時点で調査したときは僅かでありましたが、7月に再度調査があったかと思いますが、若干の数が増えてきております。しかし、これについて、先ほど私が申し上げましたとおり非常に大きな課題、それから、子どもたちが一体それがどういう状況で特に使用しているのか。本当に正しく使用したり、また、それに伴う必ず悩み等もあるかと思えます。または、やはり家庭できちんとそれについては準備をしてきていただくというようなことが基本になりますので、その御家庭との連携とかそういうことから、トイレで子どもたちが独りで使うということはやはりいろいろな課題が多いかなというふうに考えております。

これについては、やはり教育の子どもたちへの指導の問題でありますので、学校としてどう考えているのか、特に養護教諭の先生たちが今までの経験を基にどのような指導をしていったらよいか、これが非常に大事なポイントになるかと思えます。そんな意味で、学校の状況については、私もいつも聞いたり把握しているつもりでありますけれども、再度また、養護教諭の先生、それから学校全体としてどういうふうに考えているのかということ把握して対応してまいりたいと思いま

す。

子どもたちへのアンケートについても、学校としてどうなのかということで、こういうお話があったということはお伝えし、検討はさせていただきますが、実際にアンケートを取るのか、または学校の把握とか実態というものでどう対応していくのかということは、やはり学校のほうの対応ということを大事にして考えてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

**○議 長（松本 茂議員）**

—————高井央葉議員。

**○2番（高井央葉議員）**

先ほども申しましたとおり、急に生理になって、トイレにいるのに生理用品がなくて、例えばトイレトペーパーを代わりにして保健室に行ったりとか、一度、教室に戻ってまたトイレに戻らなければいけない、その苦痛やストレスや悲しさを高山村の子どもたちが感じないようにしてほしいなというところがあります。もちろん、管理や養護教諭の関わり、あと、きちんと使えるかということも確かに大事です。でも、ただ置くだけが全てのこの寄り添うことになると、ほかの県で実施を始めた養護教員の方がおっしゃっていました。トイレにメッセージ付きの生理用品を置いておくことで、逆に保健室に来てもらいやすくするというような実施もされているそうです。

小さな一歩ですが、子どもたちの健康で大切な成長の未来のために、ぜひ実施について検討をしていただきたいと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

**○議 長（松本 茂議員）**

高井央葉議員に申し上げます。

ここで、換気及び水分補給等のため10分間休憩したいと思います。

会議は午前11時5分に再開いたします。よろしく申し上げます。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

**○議 長（松本 茂議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————2番 高井央葉議員。

**○2番（高井央葉議員）**

2問目の質問をさせていただきます。

2問目は、移住・定住促進につながる子育て支援についてお尋ねします。

信州高山移住ガイド「たかやま自然派暮らしのすゝめ」というパンフレットの中で、高山村での

子育て支援についてとても詳しく書かれていました。出産祝金や家庭育児給付金、入学祝金、高校生の通学バス支援など、経済面での支援はありがたいですし、学校イベントやクラブ活動でのバス利用公費負担や給食費の半額負担など、村外の方から、それはすごいと言われることもあります。また、わくわく村の活動、保育園の「信州やまほいく」認定、小中学校ともにユネスコスクールに登録されるなど、周囲からの注目も熱いところだと思います。私自身、実際に子育てをしながら移住してみて、助かってもありますし、子どもたちもとても楽しく過ごしていて、移住してきてよかったと思っています。

その一方で、この広い高山村では、通園や通学が負担になっている地域もありますし、猿や熊といった野生動物の不安も大きいです。自分たち移住してきた者は、仕事の面でも、これからのことも見据えて移住してきた、もしくは戻ってきたけれども、子どもは、高校まで何とかここから送り出して、卒業したら出ていけばいいよと言う声も聞きます。

今後、移住・定住促進をしていくに当たって、生活スタイルが大きく変わる若い世代へ向けて、高山村での子育て、赤ちゃんから、保育園、小学校、中学校、高校と長い目で見て、ここなら安心して子育てができる、したいと思ってもらえる支援策はあるか回答をお願いします。

○議長（松本 茂議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

移住・定住対策についてお答えいたします。

令和2年10月1日を基準日として実施された令和2年国勢調査の人口速報値によりますと、本村の人口は6,626人で、5年前に実施された平成27年の7,033人と比較して407人減の、5.8%の減少率となっております。また、10年前に実施された平成22年の7,563人と比較すると937人減の、12.4%の減少率であり、全国的な人口の減少化とともに本村におきましても長期的な減少傾向が続き、大変憂慮すべき事態となっております。

このような状況の中、村では、移住・定住対策により人口減少に歯止めをかけて、活力ある幸せな村づくりを進めていくために、国が定めた第二期まち・ひと・仕事創生総合戦略を勘案し、人口減少の進行を可能な限り抑制することを目的に、第二期高山村総合戦略を令和2年3月に策定いたしました。

この総合戦略では、「地域資源を活かした魅力ある産業を創出する」こと、「人口の流出防止とU・I・Jターンによる移住を促進する」こと、「希望する結婚・出産・子育ての実現を支援することや、「誇りを持ち、いきいきと暮らすことのできるむらづくりを推進する」、このような4つの基本目標を掲げ、村の最上位計画となる「第六次高山村総合計画」との整合を図りつつ、人口ビジョンに基づき目指すべき将来の方向性を示すとともに、その実現に向けて本村の特性や実情に合った具体的な施策・事業を進め、人口減少抑制対策に取り組んでいるところであります。

おかげさまで、このような取組を推進した結果、先ほど申し上げました直近5年間の人口減少率は、それ以前の5年間と比較して、僅かではありますが改善されております。

そこで、移住・定住対策につながる子育て支援についてのお尋ねであります。村の子育て支援につきましては、議員お話のとおり、出産祝い金や入学祝い金、家庭育児給付金などのほか、給食費の半額公費負担などにより、将来、村を担っていただく若い人たちや子育て世帯に配慮した経済的な支援に取り組むとともに、さらなる施策の充実に努めているところであります。

一方、移住を検討されている皆さんには、きめ細やかな対応を行うことができるよう、村に定住支援員を配置し、本村での生活や自然環境などを移住希望者にPRするなど、移住希望者の相談窓口になるとともに、子育て世帯を含め、移住された皆さんが円滑に地域生活に溶け込めるよう、役場での相談受付など、速やかに対応できる体制を整えているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、移住された方の中には、生活スタイルの変化に伴って、仕事や将来などに様々な不安を感じておられる方もいらっしゃると思われまますので、これまでの施策に加え、より効果的な対策を講じることができるよう、先進自治体や近隣市町村の事例を調査・研究するとともに、移住された皆さんの交流の場や、心配ごとなどを話し合える、そんな場を創出するなどして、不安の払拭に向けた取組を推進してまいりたいと、このように考えております。

したがいまして、今後とも地域の活力を維持し持続可能な村づくりを進めていくためには、移住・定住対策を充実させて人口を確保していくことが重要でありますことから、移住された皆さんを含む村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら、安全に安心して暮らせる村を目指して、子育て施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 茂議員）

—————2番 高井央葉議員。

○2番（高井央葉議員）

再質問いたします。

具体的に申しますと、通学バスの支援、時間が合わなくて、地域から行くときに必ず親が送っていかなくてはいけない地域というのがやっぱりありますよね。高山移住プランみたいな、子育て、仕事、老後の安心につながるプランみたいなものもあつたらいいなと思ったりします。

先ほど村長から答弁いただきましたように、交流の場、今はないかと思うんですけども、移住者の体験や感想を集めて参考にしている支援策というのも、確実に、今、移住して困っていることを集める、それでそれを解決していくような施策があつたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 茂議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

今、議員の再質問につきましては、いろいろな不安があると。子育てにしても、それぞれの家庭で当然いろいろな違いがあると思います。ですから、これだということがない。そういったものをお互いに、先ほども申しあげましたように、そういう悩みを持っておられる、移住された方だけでなく、当然こちらにずっと住まわれている、あるいは移住されているいろいろな悩みを持って、そしてその悩みを克服されたとか、そういう経験をお持ちの方も当然おられると思います。そういう皆さんが集まって、そしてそういう場の設定ということもやっぱり考えていかなければならない。

そのためには当然、未来といたしますか、希望を持てる、そういうふうな会合といたしますか、でなければならぬと思いますので、その辺を含めた格好でまた検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 茂議員）

————— 2番 高井央葉議員。

○2番（高井央葉議員）

検討いただけるということですので、ぜひ村民の声をしっかり聴いて、ずれのない支援策をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松本 茂議員）

以上で高井央葉議員の質問を終わります。

————— 5番 西原澄夫議員。

○5番（西原澄夫議員）

我々議員の任期が来月29日で満期を迎えるということになります。残すところ1か月余りとなりました。一般質問も、当然、私ども議員任期中で最後ということになります。村長にはぜひとも前向きな答弁をいただけることを期待申し上げます。

今年は、村に寄せられる熊の目撃情報が大変多いというふうに聞いています。この間、牧区内、平塩地区内で熊が捕獲されたというふうに聞いています。人身被害がなかったことは大変よかったというふうに思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

中山地区、高井地区、牧・福井原地区に設置された恒久電気柵、松川沿いの南側と北側に設置された簡易電気柵は、現在、維持管理されている皆さんだけが恩恵を受けているわけではございません。その地域で稲作や果樹等の農作物を栽培されている皆さんであったり、また、熊、イノシシ、猿などの獣害から人が襲われることを軽減させるなど、人家、人命を守るためのものでもあるというふうに思っております。

以上のことから、上に挙げた電気柵は、多くの村民が恩恵を受けている公共の施設であるという考え方は村はお持ちにならないのか、1つ目にお伺いいたします。また、今、維持管理の補助で御

支援が村からそれぞれありますけれども、今後の維持管理費用についての考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

次に、恒久電気柵の老朽化が進んでいます。最初にできたのは20年前だというふうに聞いておりますけれども、今後、改修費用についてはどのように考えているかお聞きをしたいと思います。また、通学路など多方面で有害獣の出没が確認されています。新たな電気柵の設置の考えはあるのかお聞きをいたします。

以上です。

○議長（松本 茂議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

人命や農作物等を害獣から守るための電気柵についてお答えいたします。

村では、増え続ける熊やイノシシ、猿等の有害獣から農作物等を守るため、猟友会の皆さんの御協力をいただいて、捕獲による個体数調整や、国の補助事業を活用して恒久電気柵の整備を図るとともに、村の単独事業として、農家等の皆さんが設置する簡易電気柵の整備に対する助成を行い、被害の発生防止に努めております。

現在、村内の電気柵の設置状況について申し上げますと、恒久電気柵につきましては、平成12年に新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用して駒場地籍へ設置したのを始め、その後、県営中山間総合整備事業などにより、高井地区や牧地区及び中山地区へ設置したことにより、総延長で約28 kmを整備いたしました。

一方、簡易電気柵につきましては、村の補助事業等を活用して農家個人で設置されたもののほか、地区や耕作組合などの団体が整備されたことにより、村内の多くの農地は、恒久電気柵や簡易電気柵によって有害獣の侵入を防ぐとともに、農作物被害や人的被害の発生を抑止しているところであります。

そこで、電気柵は、多くの村民が恩恵を受ける公共の施設であるとの考え方についてであります。議員お話のとおり、毎年、全国では熊等の害獣によって人身被害が多く発生しており、須高地域でも今年の6月18日には、須坂市で住宅の庭で住人が熊に襲われ大けがを負ったほか、8月22日には、同じく須坂市で、散歩中の県外男性の被害が報道されております。

このようなことから、電気柵は、農作物の被害防止のみならず、村民の皆さんが日々安心して生活する上でも重要な役割を持つ公共施設の一つであると考えております。

次に、維持管理費補助制度の今後の考え方についてであります。これまで、電気柵は農作物被害を防止する観点から設置されている地域や、そこで農業生産活動を行う耕作組合等の皆さんが共同して日々の点検や除草等を行っていただくとともに、電気柵の維持管理に要する経費も、原則、関係する地域で御負担をいただいております。

しかしながら、近年、地域の皆さんの高齢化や人口減少が進む中で、通常の維持管理に支障を来している地域が増えてきておりますことから、先ほども申し上げましたが、電気柵は、農作物の被害防止のみならず、村民の皆さんが日々安心して生活する上でも重要な役割を果たしております。

このため、村では、できる限り関係地域の皆さんの負担にならないよう、令和元年度に、電気柵の延長に応じて1km当たり2万円を交付する高山村電気柵維持管理交付金制度を創設し、それぞれの地域等で制度を活用していただいている状況であります。

そうした中で、最近では、施設を維持管理する皆さんの高齢化などにより、地域によっては業者に作業を委託しているところや、中には、その委託に要する経費が村の交付金だけでは賅えないなどといった声もお聞きしております。

そこで、今後の交付金制度の考え方についてであります。今後とも、高齢化や人口減少がさらに進行し、電気柵の維持管理を業者などに委託する地区が増加するものと思われまことから、村といたしましては、大変厳しい財政状況ではありますが、各地区の諸事情等を十分勘案した上で、新年度に向けて前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、恒久電気柵の老朽化に伴う改修費等についてのお尋ねであります。現在、村内に設置してある恒久電気柵につきましては、村が設置した施設を、関係する地区の皆さんによって、日々の点検や除草、修繕などの維持管理を行っていただいております。

そうした中で、恒久電気柵は、最も古い施設で設置から20年余りが経過しており、耐用年数から見ますと更新の時期を迎えている施設もありますが、これまで関係する地区の皆さんによってしっかりと維持管理をしていただいているおかげで、経過年数の割に著しい損傷が少ないものと思っております。

しかしながら、今後は、施設の経過年数とともに老朽化や、劣化等による損壊や損傷等も十分考えられますことから、大規模な改修を除く軽微な改修につきましては、これまでどおり、修繕費が10万円を超える場合にはその超えた分を、全額、村が負担することとし、10万円未満の場合は、維持管理をしていただく地区等で御負担をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新たな電気柵設置の考え方についてであります。本年4月以降、村内で熊の目撃情報が寄せられた件数は8月18日時点で30件あり、これは、令和元年度の同時期と比較して20件多い状況であります。

そこで、新たな恒久電気柵の設置についてであります。現在、恒久電気柵のない、いわゆる簡易電気柵の整備されている地域の中で、2地区から、恒久電気柵の整備について地区振興計画により要望が出されておりますが、このほかの地区からは特段要望はございません。

そうした中で、恒久電気柵の整備は多額な費用がかかりますので、現在、事業の採択基準や財源の確保などについて検討している段階であり、今後、有利な事業のめどが立てば、関係者を集めた

より具体的な検討ができるものと考えております。

したがって、今後とも、有害獣による農作物被害や人的被害が発生しないよう、引き続き関係地区や関係団体などと連携を図りながら、新たな恒久電気柵の整備や既存の電気柵の適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松本 茂議員）

———5番 西原澄夫議員。

○5番（西原澄夫議員）

それでは再質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、今年の熊の出没は大変多いというふうに聞いていますし、8月も、牧地区となかひら地区の平塩で熊が出没したと聞いています。両地区とも区内を通っている県道や幅の広い河川等があり、そのような電気柵が切れている箇所から、多分、熊が侵入しているのではないかというふうに思います。このような電気柵が切れている箇所からの侵入について、どのような対策を今取られているのかお聞きしたいというふうに思っております。

また、既存の電気柵がある地区においては、地区住民の高齢化等により、電気柵の維持管理が大変大きな負担となっています。電気柵の維持管理の支援については、同僚の柴田議員と数回にわたって質問をさせていただいております。令和元年度から維持管理交付金を創設していただきました。ただ、2万円/kmという単価ではとても維持管理が地元ではできません。ぜひ増額をお願いしたいと思います。

先ほど村長から、新年度に向けて前向きに検討するというような答弁がありました。電気柵は獣害から村民の生命を守る公共施設であるというお答えもいただきました。維持管理に関しては、本腰を入れて支援策を今後検討していただきたいというふうに思います。御答弁を求めます。

○議長（松本 茂議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えします。

再質問は2点あるかなというふうに思います。一つは、電気柵が切れているところ、川あるいは道路、これについてはどうするんだ、そしてもう一つは、維持管理について本腰を入れてやれと、この2つの御質問かなというふうに思っております。

まず、先ほどの道路とか川等は、当然、電気柵は張ることができない。当然、そこから入ってくるとことは考えられる。川についても、できるところはそういう考慮をしているところもあると思いますけれども、道路については、当然、扉等はつけられませんので、いわゆる折り返しといった点で、かなり切れるけれども、切れてからしばらくの間、50mとかそういった点で折り返しがあるわけですね。その折り返しがあれば侵入は防げるだろうと、こういうふうなことが言われてお

ります。

そしてまた、そのほかに、その部分だけでなく、いろんなどころがありますけれども、緩衝帯の整備等があります。そして、特に今の川、道路のところについては侵入するというので、いわゆる忌避装置、何というんですか、音の出る、そういうふうなものを設置したり、そういうことのほか、現在、村では林務係の経費を使って、電気柵周辺の緩衝帯整備、そういうふうなものに取り組んでいるという状況であります。

また、2点目につきましては、いわゆる維持管理、先ほどの2万円/kmでは非常に少ないということでもありますけれども、当然、そのことは十分承知しております。何でもそうですけれども、施設そのものは、設置した後の維持管理、これを当然計画して設置したわけでもありますけれども、現在、そういった状況からしてなかなか、維持管理の難しさというのはいろんな面で大変であります。そういった点で、先ほど新年度に向けて前向きに検討したいと、このように申し上げましたが、その辺も含めて、地域の皆さんには、またなお一層の努力をお願いするというふうなことになるかもしれないけれども、よろしくお願いします。

そして、議員も御存じかと思えますけれども、熊の目撃情報が年々多くなったり、あるいは年によって変化があります。そういった中で、平成30年度に、長野県がいわゆる熊対策に対して示したものがあつたんですね。その中には、先ほども言いましたように緩衝帯の整備とか、そのほか、果物を覆うとか、そういった餌になるものはなるべく残さないようにする、あるいは周辺にそういったものを置かないようにする、そういうふうな注意事項が言われていますが、何といても個体数の調整が非常に大事だというふうに言われております。いわゆる捕獲をすると、そしてそういう体制をしっかりと取るということを県からも言われておりますので、先ほど言いましたように、猟友会の皆さんと共同して、そして担当を含めて個体数の調整も、県との対応等しながらしっかりと対応していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議 長（松本 茂議員）

—————5番 西原澄夫議員。

#### ○5番（西原澄夫議員）

再々質問をさせていただきます。

ぜひ維持管理の御支援をお願いしたいというふうに思いますが、先ほどの答弁の中で、2地区から恒久電気柵の設置についての要請があつたというふうに答弁をしていただきましたけれども、多分、松川沿いの簡易電気柵が設置されている皆さんからの要望だというふうに私は思っております。恒久電気柵については、村の財政状況からいって予算を村でつけるというわけにはなかなかいかないというふうには思いますが、ぜひ国の有意な助成制度の研究をしていただいて、要望のある地区については、今後、新設をする検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思いますが、御答弁を求めます。

○議 長（松本 茂議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再々質問で、簡易電気柵の設置箇所に対して恒久電気柵への張りかえと、この辺についてということだと思いますが、先ほど言いましたように、恒久電気柵は、当時、村が設置したときにはかなり強い支援策がありましたので設置できましたけれども、現在は、そういうふうな状況からしますと、どこの自治体もそうですけれども、熊の出没が多いということで要望等があるようにお聞きしております。

そういった対策の中で、国の対応、県の対応もなかなか難しいというふうな状況下にあるというように思われますけれども、やはり一番大事なことは、先ほども言いましたように、農作物、プラス人的被害を最小限にする、最大限守ると、こういう観点から、先ほど言いましたように県の補助制度、国の補助制度、いろいろなところを見ながらまた検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（松本 茂議員）

—————5番 西原澄夫議員。

○5番（西原澄夫議員）

確かに、今、電気柵については、農産物被害というより人的被害のほうに重きを置くのかなというような感じをしております。ぜひ今後とも御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（松本 茂議員）

以上で西原澄夫議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時44分 散 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月31日

高山村議会議長 松 本 茂

署 名 議 員 西 條 正 純

署 名 議 員 酒 井 康 臣

署 名 議 員 畔 上 孝 一

令和3年第4回高山村議会9月定例会会議録（第3号）

令和3年9月10日（金曜日）

---

議 事 日 程

- 日程第1 議案第41号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第2号）  
日程第2 議案第42号 令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第2号）  
日程第3 議案第43号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第4 議案第44号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 議案第45号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第6 議案第46号 令和3年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第7 認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第8 認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第9 認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第11 認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

---

本日の会議に付議した事件

- 1 議案第40号～議案第46号
- 2 認定第1号～認定第9号
- 3 発議第6号

---

出 席 議 員（11名）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1番 黒 岩 清 道 議員 | 2番 高 井 央 葉 議員  |
| 3番 柴 田 弘 男 議員 | 4番 湯 本 辰 雄 議員  |
| 5番 西 原 澄 夫 議員 | 6番 西 條 正 純 議員  |
| 7番 酒 井 康 臣 議員 | 9番 畔 上 孝 一 議員  |
| 10番 水 谷 清 議員  | 11番 宮 川 登志一 議員 |

12番 松本 茂 議員

---

欠 席 議 員 (なし)

---

説明のため出席した者

村 長	内 山 信 行	副 村 長	藤 沢 敏 和
教 育 長	山 岸 深 志	総 務 課 長	宮 本 孝 雄
村民生活課長	宮 川 裕 明	産 業 振 興 課 長	柴 田 亨
建設水道課長	小 淵 義 彦	会 計 管 理 者 ( 会 計 室 長 )	西 原 一 美
教 育 次 長 ( 人 権 推 進 室 長 )	山 崎 久 志		

---

事務局出席職員

事 務 局 長	荒 井 孝 浩	書 記	山 寄 由 美 香
---------	---------	-----	-----------

---

---

午後 1 時 30 分 開 議

○議 長 (松本 茂議員)

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手許に配付しました印刷物のとおりです。

---

諸般の報告

○議 長 (松本 茂議員)

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

報告はございません。

---

日程第 1 議案第 41 号

}

日程第 6 議案第 46 号

○議 長 (松本 茂議員)

日程第 1 議案第 41 号 令和 3 年度高山村一般会計補正予算 (第 2 号) から日程第 6 議案第 46 号 令和 3 年度高山村上水道事業会計補正予算 (第 1 号) までの 6 件を一括議題とします。

これから議案第 41 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議長(松本 茂議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 令和3年度高山村診療所特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議長(松本 茂議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

**○議長（松本 茂議員）**

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号 令和3年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

**○議長（松本 茂議員）**

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号 令和3年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

**○議長（松本 茂議員）**

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号 令和3年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

**○議長（松本 茂議員）**

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 認定第1号**

）

**日程第15 認定第9号**

**○議長（松本 茂議員）**

日程第7 認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15 認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

認定第1号から認定第9号までの9件について委員長の報告を求めます。

—————湯本令和2年度決算審査特別委員長。

#### ○令和2年度決算審査特別委員長（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっております令和2年度決算審査特別委員会に付託されました所管事項につきまして、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

去る8月26日に令和2年度決算審査特別委員会を設置し、会議の中で委員長に私、湯本辰雄、副委員長に高井央葉委員を選出し、9月1日、2日、3日の3日間にわたり、各課担当者から詳細な説明を受けました。

所管課ごとに決算書並びに成果説明書等により細部説明を受け、各委員から質疑、意見、要望などがありました。

主な質疑と答弁を所管課別に申し上げます。

最初に、総務課においては、ふるさと納税について、りんご、ぶどうでなく、フリーズドライスープが一番多いが、どういうことなのかとの質疑があり、所管課からは、りんご、ぶどうともに提供元が今のところ限られているため、ジュースやジャムも含めているが、提供できる数に限界がある。村内製造事業者のフリーズドライスープは好評である旨の回答でした。

また、ふるさと納税のりんご、ぶどうについて、等級、品質等の指示はしているのかとの質疑があり、所管課からは、村では等級等の指示はせず、事業者に任せている旨の回答でした。

次に、教育委員会においては、保育園の保育士について、正規職員が5名しかおらず、会計年度職員が多いが、3歳未満児の増加に対して会計年度任用職員にはハード過ぎないかとの質疑があり、所管課からは、職員数については規程内となっております、人数的には問題ない状況である。また、少子高齢化で園児数が減少傾向にある旨の回答でした。

続いて、産業振興課では、道路などにより電気柵の開口部となっている箇所超音波忌避装置を設置すると聞いているが、いつ頃設置する予定なのかとの質疑があり、所管課からは、地元役員との調整が済み、設置する場所が決定したので、来週中に設置する予定との回答でした。

今年は松くい虫被害が目立たないように見受けられるが、森林組合で薬剤散布をしているからなのかとの質疑があり、所管課からは、伐倒駆除を行っており、薬剤散布はしていないはずだが、森林組合に確認するとの回答でした。

恒久電柵の外側に作業道を設置すれば森林整備もしやすくなるので検討してはとの質疑があり、所管課からは、多額の経費がかかるが、今後電柵の更新時に併せ、設置ルートも含め検討したい旨の回答でした。

観光プロモーションビデオはどのように活用するのかとの質疑があり、所管課からは、本年3月に東京で開催した展示会で約1か月間放映した。また、将棋名人戦の関係者送迎バスの車内でも放映した。今後はYouTubeにアップするなど広く活用していきたい旨の回答でした。

奥山田温泉の源泉管理は厳しい状況にある。ボーリングを含め根本的に考える必要があると思うがどうかとの質疑があり、所管課からは、源泉の状況や財政状況も厳しい状況にあるが、新たな井戸開発について温泉組合からも話が出ている。しかし、多額の費用がかかることであるので、慎重に検討していきたい旨の回答でした。

続いて、村民生活課では、セニアカーの補助金について問い合わせはどのくらいあるのか。また、安全運転の指導などは行っているのかとの質疑があり、所管課からは、年間3、4件の相談があり、歩行が困難な方で世帯合計の所得税が15万円以下の方が対象で、民生委員の証明が必要としていることなどから、昨年度実績は2件であった。また、販売店が間に入り申請の相談を行っているので、安全運転の指導についても販売店でしているものと認識している旨の回答でした。

建設水道課では、大雨が降ると水道が濁る。コップにくんでも分からないが、風呂のような大きなものに入ると濁りが分かる。においがきついたりときもあるが対応策はどの質疑があり、所管課からは、本管の末端の地域ではそのようなことがあるため、定期的に末端の消火栓で排水を行っている。今後とも安心して飲める水道水を提供していきたい旨の回答でした。

会計室、議会事務局では、特に質疑はありませんでした。

最終日の午後1時から総括質疑を行いました。特段質疑はなく、討論を省略して、挙手による採決の結果、全ての議案を原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算は、賛成多数。

認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成。

認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算は、全員賛成です。

以上が本委員会に付託された9件の案件の審査結果です。

この決算審査特別委員会で委員より出されました意見、要望を尊重され、村民の安心・安全な暮らしのために反映されますことを切に要望します。

最後に、委員会審議において説明と答弁に当たられた職員の皆様に感謝するとともに、長時間の質疑に真剣に取り組んでいただきました委員の皆様には御礼を申し上げます。

以上で令和2年度高山村決算審査特別委員会の報告といたします。

#### ○議長（松本 茂議員）

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

————— 9番 畔上孝一議員。

**○9番(畔上孝一議員)**

ただいま議題となっております認定第1号 令和2年度高山村一般会計決算の認定について、私は反対の立場から討論したいと思います。

令和2年度高山村一般会計歳入の決算額は55億1,389万円余りです。歳出の決算額は52億3,800万8,000円となっています。2億7,588万円の黒字となっております。歳入歳出差引き来年度への繰越財源を引いた実質収支では2億4,075万7,000円の黒字となっています。黒字決算になったことは大変結構なことだと思います。行政の収納努力いろいろあったと思います。しかし、代表監査委員の指摘にもありますように、村税や負担金、あるいは分担金等に収入未済額いわゆる滞納が大変多く発生しております。全国的に少子高齢化の進行と新型コロナウイルスの拡大で税金、あるいは負担金、払いたくても払えないという方が増えているのではないのでしょうか。

また一方歳出では、不用額が各事業にわたり大変多く発生しております。2月、3月、年度末まで決定しないものはやむを得ないと思いますが、途中で事業が終わっている、またはっきり確定したものは、必要額を適正に見直して減額補正をするなど不用額の縮減に努めていただきたいと思います。

今後なお一層少子高齢化が進行し、そしてそのために働き盛りの次世代の減少、そしてまた、新型コロナウイルス感染症の影響も受けて、税収の減少が予想されます。限られた財源を村民のニーズを的確に把握して有効に活用されることを期待します。最少の予算で最大の効果が発揮できるよう行政では検討をしていただきたいと思います。

以上、お願いを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

**○議長(松本 茂議員)**

原案に賛成者の発言を許します。

————— 2番 高井央葉議員。

**○2番(高井央葉議員)**

ただいま議題となっております認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、村にとって大変重要なイベントや行事

などが延期や中止となるとともに、村内の観光や商業活動など事業活動等に大きな影響が及びました。今現在も第5波と言われているように非常に感染力が強い変異ウイルスの感染が国内で拡大しており、ますます心配な状況になってきております。

こうした中で村では、新型コロナウイルス感染症感染対策のワクチン接種をチャオルの集団接種会場で5月10日から計画的にかつスムーズに進めており、診療所の室林先生を始め御協力いただいている村内在住の先生方の御協力や医療従事者の皆さんに心から感謝を申し上げるところであります。

また、今なお事業活動に大きな影響を受けている村内旅館や商工業の皆さんには、明るい兆しが見通せない中で、事業の継続など大変な御尽力をいただいております。

このような国難とも言えるコロナ禍の中で、全ての村民の皆さんへのいち早い特別定額給付金の支給を始め影響を受けた商工観光事業者を支援するためのクーポン券発行や事業継続給付金、拡大したプレミアム付商品券発行事業への補助金、子育て世帯生活応援給付金などのほか、避難所における感染症対策のための備蓄品を充実するなど経済対策と生活支援等、村民の皆さんの安全・安心な生活確保のために国からの交付金を活用するほか、財政調整基金を取り崩すなど村民の皆さんの命と暮らしを守るためのコロナ対策に尽力されたと思います。

また、第六次高山村総合計画や高山村総合戦略に沿って重点的に取り組む施策を明確化し、着実に実施されてまいりました。

特に少子高齢社会の中で、人口減少に歯止めをかけるため、子どもが健やかに育つことのできる社会の実現を目指し、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまでのそれぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策と子育て支援に取り組まれるとともに、小中学生の給食費のさらなる引下げ、高校生の通学費補助など保護者負担の軽減に努められました。

さらにGIGAスクール構想実現のため、高速ネットワークの整備やタブレット端末の購入など積極的に環境整備を進めてまいりました。

また、防災力の向上を図るための移動系防災行政無線の導入や護岸改修工事など減災事業、さらには農業の6次産業化の推進、健康長寿の村づくりなどバランスのとれた行政運営に取り組んでこられました。

このように限られた財源の中で着実に諸施策を推進される中、令和2年度の一般会計の決算は、歳入で55億1,389万1,831円で、前年度比21.5%の増、歳出では52億3,800万8,443円で、23.2%の増となっており、翌年度に繰り越すべき一般財源を差し引いた実質収支額は2億4,075万7,388円の黒字となっています。

また、令和2年度は、財政健全化による4つの主要指標に留意しながら運営されており、中でも実質公債費比率は6.4%と年々減少しております。特に財政の硬直化を招かないよう減債基金への着実な積立てや社会教育施設整備基金に積立てを行うなど今後の施設整備等に向けて計画的な姿勢

が示されており、健全な財政運営が図られているものと評価いたします。

なお、財政構造の弾力化を表す経常収支比率は83.0%とやや高くなりましたが、非常勤職員の処遇改善の結果でもあり、やむを得ないと考えます。

このような中で、歳入における村税等の収入未済額は5,767万6,677円で、前年度に比べて4,899万8,476円の減、このうち村税は4,854万491円で、前年度より4,827万7,494円と大きく減少し、徴収努力の成果が伺えますが、人口が減少し地方交付税の増額が見込めない中で、村税等は貴重な財源でありますので、ふるさと納税寄附金など引き続き財源の確保を図るとともに、税負担の公平性を図る観点から、職員の徴収スキルの向上を図り、関係機関と連携しながら村税や使用料等の滞納整理を強化し、なお一層未収金の縮減に努めるよう要望いたします。

今後も社会インフラや公共施設の老朽化、人口減少など多くの課題が山積する中で、理事者、職員が一丸となって村民が希望を持ち、安心・安全で生活することのできる村づくりに最少の経費で最大の効果を上げていただくよう期待し、議員各位の御賛同をいただきますようお願いしまして、賛成討論といたします。

**○議 長（松本 茂議員）**

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算の認定ついてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手8人）

**○議 長（松本 茂議員）**

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第2号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議 長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議長(松本 茂議員)

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第3号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第3号 令和2年度高山村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議長(松本 茂議員)

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本 茂議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議 長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第5号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議 長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議 長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議 長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第6号 令和2年度高山村温泉開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第7号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第7号 令和2年度高山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第8号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第8号 令和2年度高山村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これから認定第9号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(松本 茂議員)**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

**○議長(松本 茂議員)**

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

**日程第16 発議第6号**

**○議長(松本 茂議員)**

日程第16 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

書記 川口里名さん。

○書記（川口里名）

＝発議第6号＝

令和3年9月10日

高山村議会議長 松 本 茂 様

提出者 高山村議会議員 酒 井 康 臣

賛成者 高山村議会議員 柴 田 弘 男

高山村議会議員 黒 岩 清 道

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める

意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減債対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理的なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて

行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

高山村議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済再生担当大臣 宛

○議長（松本 茂議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 7番 酒井康臣議員。

○7番（酒井康臣議員）

ただいま議題となっております発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしています。また、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

そこで、本意見書は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい状況において、地域の

実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実に強く国に要望するものです。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げまして、私の趣旨説明といたします。

**○議長（松本 茂議員）**

これから発議第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

**○議長（松本 茂議員）**

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（松本 茂議員）**

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によってこれで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松本 茂議員）**

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に議長として一言御礼を申し上げます。

閉会に当たりまして議長として一言挨拶申し上げます。

今定例会は、8月26日から開会し、決算特別委員会委員長に湯本辰雄議員、副委員長に高井央葉

議員を選出しました。9月1日から3日までの3日間、早朝9時よりの審議御苦労さまでした。

初日の議会活性化特別委員会の中間報告を酒井康臣委員長よりいただき、新たな議会に申し送りの意向が示されました。

また、8月31日の一般質問には4名に登壇いただき、5項目の質問、提案をいただきました。議員発言を検証され、村政運営に反映いただきたいと思います。

9月議会に付託されました同意第4号、議案第41号 令和3年度高山村一般会計補正予算から議案第46号 令和3年度高山村上水道事業会計補正予算6件と決算特別委員会に付託しました案件、認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和2年度高山村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についての9件は、特別委員会審議の後、本会議で議決し、今定例会の審議案件は全て終了しました。議員各位の御協力により議員任期の最終議会がここに終結することができました。

任期中には、梨本修造氏、涌井仙一郎議員が逝去されました。村政発展に貢献されました両名に改めて哀悼の意を表します。

中国湖北省武漢で発生したとされる新型コロナは、ワクチンが開発され、健常者で高齢の方よりワクチン接種が進んでいる今日この頃ではありますが、新たな変異株の発生により新型コロナ感染者患者数が減少しません。何といたっても手洗い、うがい、マスクの着用や密閉、密集、密接や窓を開け、空気の入換えなど基本的な予防対策が感染患者を増やさないことにつながります。もう一度予防対策を再確認しましょう。

さて、任期最後の9月議会は終了いたしますが、私たち村議の改選による選挙が9月21日告示、26日投票となっています。今期で勇退なされる議員の皆様には御苦労さまでした。また、継続し立候補される皆様には再び高山村村政発展のために御尽力賜りますよう当選に向け頑張ってください。皆様の御検討をお祈りいたします。

最後に、コロナ禍の議長でございましたが、議員各位、理事者、そして村民の皆様のおかげによりまして2年間の務めを終了できますこと、誠にありがとうございました。感謝を申し上げ、挨拶いたします。

—————内山村長。

## ○村 長（内山信行）

9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月26日から本日までの16日間にわたり、御提案を申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

特に一般会計、特別会計及び企業会計の決算につきましては、令和2年度決算審査特別委員会を設置して御審議いただき、令和2年度全般にわたり賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、十分にその意を尊重させていただき、村政運営に生かしてまいりますので、今後とも格別なる

御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員各位にはそれぞれの御立場から村政運営に御理解と御協力を賜り、大変ありがとうございました。議員各位には今月29日で任期満了を迎えられますが、今定例会の最後に当たりまして、この4年間を振り返ってみますと、議員各位が御当選されました平成29年の9月には、国において安倍首相が臨時国会で衆議院を解散し、「国難突破解散」と位置づけられ、我が国の経済、財政状況は不透明な中でありました。

そして、本村におきましては、同じ9月、台風第18号により収穫期を間近に控えたりんごやぶどう等の農作物に大きな被害が発生いたしました。そのような中で、10月臨時会において農地などの災害復旧等の議案の議決をいただき、無事にスタートすることができた次第であります。

翌平成30年には、令和2年度を初年度とする第六次高山村総合計画並びに第三次国土利用計画に着手するとともに、同年10月1日には、懸案でありました新たな高山村公共交通サービスの運行式を挙行し、村民の皆様への交通手段として御利用いただくことができました。

議員各位の御理解と御協力により高山診療所の医師につきましては、平成31年3月末日をもって御退任されました紅谷 明先生の後任に室林 治先生をお迎えし、同年4月1日から診療業務に当たっていただいております。

そして、5月1日からは、年号が平成から令和に代わり、その年の10月12日から13日にかけて日本列島を襲った台風第19号は、本村でもこれまでに経験したことのない大雨が降り、本村始まって以来避難所を開設し、村民の皆様へ避難をしていただきましたが、幸い人的被害もなく、安堵したところであります。

また、2カ年にわたり策定を進めてまいりました第六次高山村総合計画は11月28日に答申いただき、令和2年度から計画に沿って村政運営を行っているところであります。

このような中で、懸案の一つでありました子育て支援センターにつきましては、保健福祉総合センターの一部を改築し、令和2年4月に開所することができましたことに対しまして、感謝と御礼を申し上げます。

一方、令和元年12月に中国の武漢市に端を発しました新型コロナウイルス感染症は、1年8カ月が経過した今も収束の見通しが立っておりません。この間、議員各位には、新型コロナウイルス感染症対策に格段の御理解と御協力をいただき、感染防止策や経済対策に全力を挙げて取り組むことができました。

このように議員各位には、4年間にわたり本村の発展のために献身的にお力添えを賜り、その御労苦と御功績に対しまして、ここに改めて心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。大変ありがとうございました。

そうした中で、今定例会において人権擁護委員の選任につきましては、これまでの豊富な知識や御経験を基に、小山清子さんには引き続き人権相談業務にかかわっていただき、子どもたちを始め

地域住民を守る立場から明るい社会づくりに御尽力をいただけるものと御期待申し上げます。

さて、暑いさなかの8月24日に開幕いたしました第16回夏季パラリンピック東京大会は、去る5日に13日間の日程を全て終了し、閉幕しました。

閉会式では、五輪・パラリンピック共通の理念である「多様性と調和」をテーマに、障がいの有無にかかわらず互いを認め合う共生社会の実現が訴えられ、パラリンピック旗が東京都知事から次回開催地のパリ市長に引き継がれました。

そのような中で、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が続いているため、菅首相は8月27日から緊急事態宣言を21都道府県に拡大し、期限をあさって12日まで延長されましたが、いまだ都市部を中心に感染拡大に歯止めがかからないことなどから、去る8日に21都道府県のうち19都道府県を対象に今月30日まで延長する方針を示されました。

一方、長野県におきましては、全県に警戒レベル5の特別警報Ⅱを発出し、コロナの影響から県民の命とくらしを救う集中対策期間を12日までとする一方で、県独自の「医療非常事態宣言」を前倒しして解除する方向で調整していると報道されています。

本村におきましても、本日法に基づく新型コロナウイルス感染症高山村対策本部会議を開催し、12日まで延長させていただいております本村の公共施設の休止措置を解除し、13日からは通常どおり御利用いただくことといたしました。休止期間中は村民の皆様に変な御不便と御迷惑をおかけしたにもかかわらず、御理解と御協力をいただきましたことに改めて感謝と御礼を申し上げますとともに、施設の利用に当たっては、これまでと同様の感染防止策をしっかりとっていただくようお願い申し上げます。

去る9月3日、菅首相は突然退陣する意向を表明されましたこのため衆議院議員選挙は後任の総裁選挙後の10月末以降に実施される見込みであると報道されておりますが、新しい総裁の下におきましては、安定した政治・経済・財政運営を願うものであります。

このように国内の政治情勢が定まらず、厳しい経済情勢も続くものと考えなければなりません。

したがって、地方におきましても厳しい財政運営は引き続くものと思われまますので、議員各位の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会招集日の頃の暑さがうそのように9月の声とともに朝晩の気温は下がり、秋の気配が強まり、本村の特産品でありますりんごやぶどうの収穫が始まりましたが、これから秋の長雨や台風の心配される季節を迎えますので、災害のない実り多い秋であってほしいと願うものであります。

結びに、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ先の見えない状況にありますが、感染症防止策には引き続き全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも議員各位におかれましては、村政への一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康には十分御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（松本 茂議員）

令和3年第3回高山村議会9月定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時36分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月10日

高山村議会議長 松 本 茂

署 名 議 員 西 條 正 純

署 名 議 員 酒 井 康 臣

署 名 議 員 畔 上 孝 一